

令和5年9月4日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	21番	川口	誠二
10番	川口	堅志	22番	橋本	正敏
11番	田中	栄一			

2. 欠席議員

20番 栗山 徹雄

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中島	知子
書記	田中	浩章

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	松 崎 賢 明
副 市 長	松 尾 一 秋
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	原 亮 一
企 画 部 長	馬 場 浩 義
市 民 部 長	牛 島 憲 治
健康福祉部長	坂 田 智 子
建設経済部長	若 杉 信 嘉
教 育 部 長	平 武 文
総 務 課 長	秋 山 勲
人 事 課 長	丸 山 隆
財 政 課 長	田 中 和 己
防災安全課長	毛 利 昭 夫
D X 推 進 室 長	(秋 山 勲)
定住対策課長	高 巢 雅 彦
観光振興課長	荒 川 真 美
商工振興課長	山 口 幸 彦
新庁舎建設課長	甲斐田 英 樹
税 務 課 長	田 代 秀 明
市 民 課 長	溝 上 啓 之
人権・同和政策・男女 共同参画推進課長	古 家 浩
福 祉 課 長	遠 藤 宏 樹
子育て支援課長	末 崎 聡
健康推進課長	末 廣 英 子
介護長寿課長	樋 口 久美子
建 設 課 長	轟 研 作
農業振興課長	松 藤 洋 治
林業振興課長	月 足 和 憲
第一整備室長	木 村 孝

第二整備室長	堤	辰	幸
上下水道局長	松	尾	正久
学校教育課長	栗	山	哲也
教育指導課長	蘆		拓也
社会教育課長	寺	師	いずみ
会計管理者兼会計課長	下	川	真由美

議事日程第2号

令和5年9月4日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 三角真弓議員
- 2 古賀邦彦議員
- 3 牛島孝之議員
- 4 森茂生議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。本日から一般質問でございます。最後までよろしくお願ひいたします。

お知らせします。三角真弓議員、古賀邦彦議員、牛島孝之議員、森茂生議員要求の資料をタブレットに配信いたしております。また、20番栗山徹雄議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信いたしておりますので、御了承願ひします。

また、電子機器の使用につきましては、音を発しない設定にさせていただきますよう再度御確認をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1．一般質問を行います。

順次質問を許します。18番三角真弓議員の質問を許します。

○18番（三角真弓君）

皆様おはようございます。公明党の三角真弓でございます。9月定例会トップバッターで

の一般質問でございます。最後までの御清聴よろしくお願いたします。

また、お忙しい中に、傍聴においでいただきました皆様には心より感謝を申し上げます。

初めに、7月豪雨災害で被災されました皆様方に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を祈念申し上げます。

では、さきの通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

最初に、安心の住まいの確保についてであります。

日本は現在、単身世帯が総世帯の3分の1、約1,800万人を占めており、2030年、7年後には単身高齢世帯が800万世帯に迫る見通しであります。また、高齢者の単身世帯では、年収3,000千円未満世帯が8割以上を占めております。単身高齢者に加え、障がい者やひとり親家庭など経済的に困難を抱える人は民間の賃貸住宅は借りにくく、将来的に家賃を払い続けることへの不安もあり、安心して住まいを確保できるか懸念する声が広がっています。

昨年、政府で住まいの支援に関する議論が行われ、住まいの安心が社会保障の重要な課題として初めて位置づけられました。本市の市営住宅をはじめとする安心の住まいの確保についてお尋ねをいたします。

次に、孤独・孤立への対応についてであります。

コロナ禍で顕在化、深刻化した孤立問題の総合的な施策を推進する孤独・孤立対策推進法が本年5月31日に成立をいたしました。その中で、当事者の問題は、社会全体の課題だと明記をされました。特に表面化しにくいDV、児童虐待、困窮、ひきこもり、孤独死等々の問題は長期化しており、重層的支援体制は喫緊の課題だと思われまます。本市の現状についてお尋ねをいたします。

最後に、市職員の地域社会貢献活動についてであります。

合併後、特に旧町村、3町2村の人口減少は顕著であります。地域住民の方々と市職員の方々の垣根を払い、地域の方々と触れていただくことは地域の実情に接し、いろいろな課題に触れる機会だと思われまます。今後、災害時や道路愛護等への支援活動をどのように考えておられるのか、また、今年度から全国的に段階的に進められている公立中学校の部活動の地域移行に関しましても、指導体制を充実するため、市職員の方々の参画ができないのか、お尋ねをいたします。

あとは質問席にて質問させていただきます。明確なる答弁をよろしくお願いたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。18番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

安心の住まいの確保について、市営住宅の現状と課題について、要配慮者（住宅の確保に配慮を要する人）のニーズに対応した住宅の確保はどうしているかという御質問でございます。

低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世代などの住宅確保要配慮者につきましては、市営住宅の適切な供給などにより、居住の安定的な確保に努めております。

次に、円滑に入居でき、適切な支援につなげるにはという御質問でございます。

市営住宅の入居申込みに当たっては、入居者が住宅に困窮する実情に応じて、円滑に市営住宅に入居することができるよう配慮した募集を行っており、また、支援を必要とされる入居希望者に対しましては、関連部署との情報共有を行い、適切な支援を行っております。

次に、退去時の対応についてでございます。

市営住宅の退去時の対応につきましては、入居者に対しまして、住まいのしおりを配布するとともに、退去時にスムーズな手続ができるよう説明をしているところであります。

次に、孤独・孤立への対応についてでございます。

社会全体でどう対応していくのか（DV・児童虐待・困窮・引きこもり・孤独死等々）でございます。

近年、少子高齢化、単身世帯の増加や働き方の多様化など、社会環境が大きく変化したことにより、様々な生活上の課題が浮かび上がってきております。

そのような中、孤独・孤立の状態にあつて身近に相談できる相手がいない場合や、問題を抱えていても表に出ない場合があり、支援を必要とする方の把握が困難なことがございます。

本市といたしましては、関係各課や各相談支援機関、民生委員児童委員の方々、八女市社会福祉協議会などと連携を強化し、また、地域の皆様の参加や協力も得ながら、相談しやすい環境づくりや問題事例の早期発見、生活課題の解決に向けて努めていきたいと考えております。

次に、重層的支援体制の現状と課題はということでございます。

本市では、月に1度、関係支援機関による重層的支援体制整備事業の支援会議を開催しています。複雑化・複合化した相談ケースに対し、支援プランの検討を行い、それぞれの対応や役割分担を確認して支援に取り組んでおります。

現状としましては、事業を開始して1年が経過しますが、各機関が連携した支援ができていると考えております。

課題としましては、ひきこもりや生活困窮等、すぐに解決することが難しい相談が多くありますので、切れ目なく長い時間をかけた支援ができる体制づくりと、誰もが役割を持ち、地域住民同士でお互いに支え合いながら活躍できる地域共生社会の実現が必要と考えております。

次に、市職員の地域社会貢献活動についてでございます。

災害時や限界集落への道路愛護等の支援は、どうかということでございます。

災害時において市職員は、市民の生命と財産を守るため、優先的に復旧支援等の業務に従

事しております。一方で被災家屋の片づけなどの災害ボランティア活動にも参加した職員もおります。また、道路愛護等については、各職員が地元地域での活動に参加しております。

人口減少や高齢化が進む地域への支援として、施設管理班の職員の充実を図るなど対策を講じているところでございます。

学校の部活動の技術的指導等への対応はどうかという質問でございます。

本市は、少子高齢化による人口減少が進行していく中であって、地域活動の担い手が不足している状況にあります。

これらの状況を踏まえ、職員が自らの知識やスキルを生かし、勤務時間外に積極的に地域貢献活動に参加することによって、市民との協働のまちづくりがより一層活発になることが期待されます。そのために必要な環境整備を進めるため、特に職員が報酬を得て地域貢献活動に従事する場合の許可基準を定めており、職員の子どもたちへのスポーツ指導などの地域貢献活動の促進に努めております。

以上、御答弁申し上げます。

○18番（三角真弓君）

最初に、安心の住まいの確保についてということでお尋ねをいたします。

市営住宅の現状と課題についてということで、要配慮者、住宅の確保に配慮を要する人のニーズに対応した住宅の確保はということで質問いたしたいと思っております。

今回、資料を出していただいております。先ほど通告でも申しましたように、単身高齢者が非常に増えてきている現状であります。今や、65歳以上の一人暮らしは全国的平均といたしましては5人に1人と言われ、増加が続いております。八女市は、単身世帯が約5,300人強でありますので、65歳以上の人口約2万2,000人からすれば4人に1人が単身の高齢者だとなるかと思っております。この市営住宅の資料を見ますと、約206棟の市営住宅が八女市内にはあります。そして、管理戸数、入居できる可能性が908戸、現在入居してある方たちが741世帯、入居者数が1,440人と資料では出ております。741世帯の中で単身の高齢者の方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

資料で御説明させていただいておりますように、現在741世帯入居していただいておりますが、この中で単身の世帯は360世帯となっているところでございます。

以上です。

○18番（三角真弓君）

約半数が単身世帯となっているかと思っております。この資料を改めて見ますと、築70年以上が3世帯ございます、3戸ですね。利用してある方、70年です。そして、60年以上が10世

帯、50年以上138世帯、40年以上305世帯ということで、非常に築年数が長いということをご資料は示しているかと思っております。

管理戸数を満たしている世帯数というのが約9戸ですね。9戸は全世帯が埋まっております。空き室のあるところが23戸ございます。そういうことを見たときに、この70年以上というのは本当に、昭和28年に建築されている住宅なんですけれども、3世帯3人が入居されていると出ております。単身だと思えますけれども、この70年以上の市営住宅が果して安心・安全な暮らしの観点に立っているのか、その点どのように思われますか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

市営住宅の建築年につきましては、資料に御説明させていただいたとおり、また、議員から御質問がありましたとおり、古いものは築70年、60年たっておるところでございます。

こちらにつきましては、入居者に対しまして安心して安全に住んでいただくために日頃から点検を行っていますし、定期的に安全の改修工事であったり維持補修等をさせていただきながら、長寿命化として住宅を利活用させていただいているところでございます。

以上です。

○18番（三角真弓君）

個人の持ち家であっても、25年、20年ぐらいになってくればある程度水回りの改修なんかも必要になってくるかと思えますけれども、今後、せめて40年以上たっている、築年数40年以上で約456世帯の方が入居されておるわけですね。今までこれの維持管理、メンテナンスを含め、この住宅に対する改修費だったり、そういったものは年間どのくらいの予算がかかっているのか、お尋ねいたします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

市営住宅にかかっております年間の経費ということでございますが、昨年1年間、市営住宅に直接かかった経費といたしまして、約133,000千円ほどでございます。

内訳といたしましては、屋根だったり、外壁であったりの大規模な防水工事、大規模な工事にかかる経費が約84,000千円ほど、あとは軽微な修繕、例えば共用施設の分の電気設備であったり、各部屋の給排水、そういった水漏れ等に対応する修繕料が26,000千円ほど、あと残りが各市営住宅にあります防災設備であったり、浄化槽等々の年間の業務委託料が23,000千円、合わせて年間133,000千円ほど維持するための経費を支払っているところでございます。

以上です。

○18番（三角真弓君）

今年、令和5年度が、予算書を見てみましたところ、やはり133,000千円ほどの予算措置をされております。これだけの住宅の維持管理をやっていくためにはそれくらいのお金がかかるのは当然かなと思っておりますけれども、では、要するに高齢者の方が半数ですね。障がい者を持った方たちの入居状況、また、入居のそういったしおりの中には障がい者の受入れもありますけれども、そういった障がい者の方の入居世帯が分からなければいいんですけど、もし分かればお願いします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

入居者の中で障がいをお持ちの方とか、高齢者の方の状況というのを集約したデータを持っておりません。申し訳ありませんが、よろしく申し上げます。

○18番（三角真弓君）

お聞きしたところ、市営住宅には障がい者や高齢者にとって必要なエレベーターの設置は全くないわけですね。本当に今後このような、要するに高齢化で单身の方が増えていく中で、最後のセーフティーネットとしては、やはりこの市営住宅かなと思っております。

しかし、そこにエレベーターがないということは非常に大変です。私は花宗とか、いろいろ市営住宅等に相談等で رفتりもしますけれども、5階まで上がるのはやっぱり大変なんですね。そういう中で、ほとんどの市営住宅にはない。そういう中で、人数からすれば1,440の方が生活をなさっている。こういうことを含め、今後どのようなことを考えていかれるのかという中で、入居条件に合った住宅の必要性というのは特に問われております。なぜこれが言われているかという、今、民間の賃貸住宅ではなかなか不動産屋とか大家さんと言われる方たちがお断りされる例というのが約半分あるんですね。非常にそういう面で、最終的には市営住宅ということになってくるでしょうけれども、エレベーターも1棟もない状態ということが私は現実、今の現状は厳しいかなというのを実感いたしております。

市営住宅に入れなくて民間の不動産屋とか大家さんとかが断られる理由は、生活上の問題発生不安とか、病気や事故の発生不安、近隣住民とのトラブルへの不安、家賃滞納の不安、こういったものが民間では借りにくいと言われてるところであります。

そういう中で、市営住宅が果たす役割というのは今後大きくなっていくと思っておりますけど、この市営住宅の住宅への入居者募集案内というものを読ませてもらったとき、内容が今の時代に沿っているのかというのが何か所かあるわけですね。この市営住宅の要綱というのはいつぐらいにできたんでしょうか。一番直近で、今の住宅の条件がいろいろ書かれておりますけれども、今の現代にそぐわない部分というのが結構あるように思われます。民間でも入れなければ、最終的に市民の方では、どんなに古くてもやっぱり市営住宅に申し込むしかないわけですね。この市営住宅の申込み要綱というのは大体何年ぐらいにつくられたか、

もし分かればお願いしたいと思います。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

現在、市営住宅を募集する際に案内ということでチラシをつくっておりますが、これがいつ頃からかというのは定かではございません。手持ちにはございませんが、内容につきましては、その都度その都度ではございませんけれども、募集する入居者の資格等々についてはその都度必要に応じて、社会情勢に応じて変更をしてきた経緯があると伺っているところでございます。

以上です。

○18番（三角真弓君）

この中に、入居資格の中で、今から改善していただきたいというのが結構見受けられます。まず1つは、単身であれば満60歳以上でなければ入れないということですね。これも私は非常に懸念するところでございます。いろいろ条件がある中で、例えば原則として、持ち家の方は申し込めない。しかし、災害等で自宅が——その場合は市のほうが対応してくれるかとは思いますが、災害等で自宅復旧が不可能な場合、そういう場合が特例扱いになるかどうかということもですけど、あと市税の滞納があってはならない。また、今、民間でも、まず敷金、礼金がゼロというところが多いんですけど、家賃の3か月分の敷金が払える方、そしてまた、連帯保証人が立てられる方。

今日の朝日新聞のトップに、今の高齢者の課題というのが身元保証人、引受人というのが社会問題になっていると書かれておりました。子どもさんがいても、どこにいるか分からないとか、亡くなったとしても、親が亡くなっても帰ってこれないような方もいらっしゃるわけですね。現実そういう方を見てもきましたけれども、この連帯保証人が立てられない、立てられるかどうか。そして、外灯や電気代、浄化槽などの清掃費等の家賃以外に入居者全員で負担していただく団地の共益費ですね、この払いというのが、例えばある住宅では23戸が入っていらっしゃるならば、この共益費というのが増えるんじゃないかということで、同僚議員も過去に質問されましたけど、確かにこの問題も大きな問題かと思えます。また、団地によっては、浴槽、風呂釜に網戸がついていない。入った入居者が全部それを用意しなくちゃいけないという、これもこの中には書かれております。

今後、今私が申しましたことを一個一個丁寧に説明は要りませんが、今の時代ですね、先ほど申しましたように、単身世帯で年収3,000千円、それもピンからキリまであるかと思うんですけど、非常に生活困窮、ましてや国民年金だけで生活されている方は年金が本当に安いんです。そういった方のために、ある面ではこの市営住宅があるのかなと思えますし、今の現状、これだけの高齢化の単身が増えた中で、この市営住宅の入居募集案内の中身の検

討を今後やっていく必要があるかなと思うんですけど、担当部長そこら辺はどのように思われますか。

○企画部長（馬場浩義君）

お答えいたします。

市営住宅につきましては、先ほどから議員がおっしゃっていますように、住宅確保要配慮者の世帯、こういった方の住宅セーフティーネットとして、安心して八女市に住み続けていただけるために必要な住宅だと認識をしているところです。

それとまた、もう一つ、若い世帯の人たちが次に新しいステップに踏み出すための、例えば新築を、自分で持ち家を持つための、そういったところを準備する住宅でもあると認識しているところです。

先ほど議員がおっしゃいました御案内の募集の内容でありましたり、資格条件とか、そういったものにつきましては、例えば単身者の方の入居条件の緩和、こういったところはやっぱり私たちが今後研究をしていかないといけないと担当課とも話を進めているところでございます。

それと併せまして、議員おっしゃったような設備については、またこれは一足飛びにそれを、例えば風呂おけの問題とか、そういったところについてはちょっとここで明確な御返事はできませんけれども、今の時代に即したものにしていくということは今後研究していかないとはいけないと考えているところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

今何点か申しました。私は風呂釜の問題等は過去に一般質問をさせてもらったこともあります。かなり前ですけど、今でもその状態になっております。そしてまた、1点、これは県営住宅でも相談を受ける件でありますし、また、市営住宅もここにちゃんと入居に際してということで書かれております共益費の問題ですね。これは結局、入居者がいなければ、築年数がこれだけ古いわけですね。40年、50年、40年以上であっても400世帯以上ですね。そういった中でも、やっぱりそこしか入れないという方が多い中で、そういった困窮者の、ある面ではセーフティーネットではあるでしょうけど、共益費の問題は今後どう考えていかれるのか、担当副市長お願いします。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

共益費の問題は大変重たい問題と私たちも認識しているところです。入居率が下がれば入っていただく方々の負担が増えていくというのが今のルールになっております。現状の中で——ただ、どう維持していくかというのも基本的にあるところで、入居されてある入居率

が高いところと低いところの、入居されてある方々の不公平感もあってはならない部分だと考えております。施設を維持していくためには何がしかの整理する部分はたくさんあると思っておりますので、今そういう点も含めまして、どうしたら入居率も上がりながら――まずは入居率を上げることが一番かと思っております。

そういう意味では、今、議員がおっしゃいました入居条件の緩和等も手法の一つかと思っております。入居率を上げることを前提としながら、どう進めていったらいいのかというのはこれからしっかり研究していく必要があると考えております。

○18番（三角真弓君）

要するに、市営住宅がいかに古くても、そこでその方の所得に応じて入居住宅の支払いが決まっていくと思うんですけども、それプラスの共益費が上がっていくということは、生活がきついわけですね。そういったものが、エレベーターもない、そして、だんだん入居する方が減っていけば浄化槽あたりなんかの負担が一戸一戸増えてくる、1世帯ずつの負担が増えてくる。これは本当にあっていいのかなと思うんですね。民間でも入れない方が最終的に市営住宅に入ってきてあるもんですから、そういう方たちの住まいに対してもう少し考えていってほしいと思っております。

やっぱり住まいが不安定な人には経済的困窮が多いものの、その要因は複雑で、年代によって特徴があると言えよう。また、若年層では家族や人間関係の悪化、仕事、就職の悩みが引き金となっているケースも多い、そういったいろんな精神的な不安や、また高齢者は病気や介護の問題とか、そういったこともある中での住まいの安心・安全な暮らしの一環として市営住宅があると思っております。

ですから、そういう中で安心と安全な暮らしを維持していくためには、やはり共益費の問題は市が責任を持ってその分は払っていくべきではないかなと思っております。これは市長どんなふうにお考えでしょうか。

○市長（三田村統之君）

市営住宅については、ただいま担当課長、担当副市長からお話をさせていただいたとおりでございますが、この市営住宅、あるいはまた、町村の町営住宅の在り方という悩みは、八女市だけではなくて全国のこういう公的な住宅に対する課題というのは山積しているんじゃないかなと思っております。

余談になりますけれども、昭和の年代に造られたああいいう東京とか大阪の規模の大きい集合住宅なんかは今は全く、空き室がどんどん生まれています。そして、独り暮らしの人がどんどん増えていく、障がい者の人たちが増えていく、こういう厳しい環境の中にあるのが公的な住宅の現状ではないかなと思っております。

しかし、それはそれで見逃していいのかというと、今、議員がおっしゃるように、決して

見逃すわけにはいかない。一人でも安心して住宅に住んで、そして、日常生活ができる環境づくりは当然行政としての大きな役割であるということを私も感じております。

今紹介いたしましたように、八女市の住宅それぞれの環境が違いますから、何とかここを早く改修して、ある程度住みやすい環境をつくるということをしたくてもできないということもありますし、非常に古くなった住宅で生活にも非常に厳しいという方を例えば他の住宅に移転していただく、そういうお願いをしていることもございます。しかし、なかなか移転をしていただけないと。もし移転をしていただければ、そこにまた新しい近代的な住宅を建設することもできるわけでございます。いろんな角度から住宅の在り方、今エレベーターのお話もございました。八女市の蒲原の住宅というのは、おっしゃるように5階建てで、エレベーターも何もないですから、上階のほう、3階、4階から上は若い方々をお願いしている状況でございます。本来ならば、当然エレベーターがなければならぬわけですがけれども、建築以来かなりの年数がたっておりますので、あれにエレベーターを設置するというのは物すごいお金が実はかかります。それがなかなかできないということでございますので、いろんな御意見をいただきましたので、また私どももしっかり検討してまいりたいと思っております。

それと同時に、入居に困っている方々については、できるだけ行政、あるいはまた、社会福祉協議会、民生児童委員、当初に答弁いたしましたけれども、そういう人にどうしたらいいのかというのをよく相談して、そして、いろんな関係の人が、その人が1人でしっかり生活、人生を送るような環境づくりをどう協力してあげられるのか、こういうこともみんなで考えていく、そのことが重要ではないかなと思っておりますので、今後の重要な課題の一つとして考えていきたいと思っております。

○18番（三角真弓君）

私は公益費のことをお尋ねしたんですけれども、住まいの確保というものは生活そのものの支援も行う機能が必要で、そのためのスキルとして何が求められるかが今後の検討課題だと言われております。

憲法13条の幸福追求権、そして、同じく25条の生存権に基づく相談支援体制の在り方等も今後は検討していく必要があるかなと思っております。

本当に思った以上に生活していく――先ほど予算にしましても、年間1億円以上の予算を使いながら維持管理をやってきておるわけです。しかし、それでも老朽化も進んでいきますし、それを考えたときに、この合併後、新たな市営住宅等の建設はほとんどあっておりません。それも含め、今後どのように検討をなさっていくのかということは、現状をよく見て、しっかり住民の暮らしを、もちろん見てもらっているかと思うんですけど、そういう面をよく考慮していただきたいと思っております。

そして、最後に退去時の対応ということで出しておりますけれども、今3か月分の敷金を払っていただいたので、畳替えとかふすま貼りとか、そういうことをされているかなと思うんですけども、例えば本人が亡くなった場合、生活保護受給者だったり生活困窮者の方は、亡くなった場合、住んでいらっしやった市営住宅の片づけもままならないし、非常に困る現状というのは火を見るより明らかだと思っております。亡くなった場合、生活保護は葬祭費までは出ますけれども、あとの片づけに対しては予算措置は多分ないと思っております。そういった方や、あるいは高齢者の単身の場合は身元保証問題というのがあります。連帯保証人ですね。こういったのは、先ほど申しましたように、大きな社会問題とともに、20年、30年前に連帯保証人になった方が、じゃ、現在その方が生存されているのか、どうなっているのかという、そういった確認ですね、これというのは現在、担当課としては意識をして連帯保証人の安否を含め、そうしなければ、もし、こういうことを申しては申し訳ないんですけど、その市営住宅で単身で亡くなった後の問題というの也要考えなければいけないかなと思うんですけど、その点に関しましては、課長どうでしょうか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

まず連帯保証人の考え方につきましては、本市では入居時に連帯保証人をお願いいたしております。理由といたしましては、家賃の滞納の件というのが1つございますけれども、もう一つありますのが、先ほど議員からおっしゃっていただきますとおり、やはり緊急連絡先、身元引受人としての連帯保証人はやっぱり私も必要かなと考えておりますので、連帯保証人をお願いしておるわけでございます。

こちらにつきましても、連帯保証人が欠けることがないように日頃から確認をさせていただいておりますし、幸いなことに、ここ数年、八女市では孤独死という方は発生しておりませんが、そういった場合におきましても、身元引受人の役割を果たす連帯保証人というのはやっぱり必須かなと思っておりますので、しっかりと連携を取りながら対応していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○18番（三角真弓君）

今後、高齢化社会の長寿、人生100年ということを言われる中で、単身で、1人で何とか住み慣れた地域の市営住宅に住んでいらっしやる。ですから、築70年であっても3世帯の方が入居されております。そういう方たちを何とか生涯支援していく必要があるかなと思っております。

本当に市営住宅の今後の取組に関しましては、先ほど何点か課題を申しましたけど、それを真摯に受け止めて、現場の声、また地域の声、先ほど申された民生委員さん等を通してそ

ういった高齢者の単身に関しましては、いろんな課題、今まで孤独死がなかったからよかったものの、やはりそういったことは県営住宅等ではあっていると聞いております。そういうことが県だからいい、市だからいいんじゃないなくて、八女市にある県営住宅であれば、やはりそこら辺は十分考慮していただきたいと思っております。

これは、先ほど市長がいろいろ課題に対して申されました。確かに今後の市営住宅の必要性というのはどうなっていくのか、人口が減っていく中でどんどん高齢者の方もお亡くなりになって、もう6万人を切るような人口になってきております。しかし、単身でもまだ3,500の方が元気で頑張っていたいております。そういった方たちの暮らしというのが、先ほど通告で申しましたように、社会保障の一環としてこの住まいの安全というものが位置づけられたということでもあります。

正直、新庁舎が来年完成をいたします。これは本当に必要不可欠で、トイレも含め、住民の方が使う、また職員の方が仕事をしていただくためには必要なものだということは十分認識はいたしております。しかし、同様、市民の皆様が必要とされる市営住宅の現状は安心・安全でしょうか。これは同時進行で行うべきだと思っておりますし、やはり社会保障というのは、本当に全世代型の社会保障と言われる、やはりそれを守っていくのはトップリーダーである市長の責務だと私は思っております。

あと5年、あと10年たったときに今住んでいらっしゃる高齢者の市営住宅、半数の方が使っていらっしゃるんですけど、どんどん年を取っていかれます。そういった中で、今後住まいの支援に対しての安心・安全という、この1点だけ市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○市長（三田村統之君）

大変貴重な御意見をいただいているところでございます。これからの時代、私たちは、今、議員がおっしゃるように、人口減少、高齢化、多くの課題、経済的にも、農業の振興や、あるいは地元の伝統的民芸品等の継続や、様々な課題が実はこれからの重要な課題になっていくことだろうと思っております。

農業の問題を例に挙げますと、これも本当にこれから深刻な課題になっていく状況にございます。私たちは人口が減少する中で、やはりお一人お一人の市民の皆さん方がこれからの人生を心豊かに、そして、子どもたちが心豊かに誇りを持って安全な人生を送るような環境づくりを地域の中でしっかり小まめに、詳細にわたって取り組むことが八女市の20年、30年後の新しい八女市をつくる重要な時期であると考えておるところでございます。

そういう面で、今行政がやらなければならないのは、今日的な課題はもちろん真剣に全力を挙げて努力しなければなりません。将来に向けた八女市をどうするんだ、第5次八女市総合計画、今後どうして実現をしていくのか、そういうことも前提にやっていかなければな

りませんし、その中の1つの課題も、やはり住宅の問題も大きな課題だろうと思います。

それと同時に、東京や関西に若い方々が働きに行っている、そういう方々が東京は生活が非常に厳しいと、経済的に厳しいと、仲間ができないと、できればふるさとに帰って友人と、あるいは家族と一緒に人生を送りたいという若い方々が増えつつあります。そういう人たちを受け入れる、そういう環境づくりもしていかなければなりませんし、それは住宅にも関係がございます。

そういう面で、多岐多彩にわたって課題は今山積をしておりますが、住宅の問題についてもお一人お一人の御意見、環境をよく踏まえた上で取り組んでいきたいと考えております。

○18番（三角真弓君）

先ほど1点だけ私も確認をしていなかったんですけども、単身の高齢者が亡くなって、誰も、先ほど連帯保証人は連絡を取ってあるということでしたけれども、将来どうなるか分からない中で、申し訳ないけど、亡くなった後の後片づけの件に関しましては、予算が要ることですけども、市職員の方にお問い合わせするような形になるかなとも思うんですね。そういうこととか、あるいはそこで暮らすことが無理になった場合、自立の生活が必要ですので、市営住宅から出て高齢者のそういった施設に入らなくてはならなくなった場合、そういったときの部屋の片づけですね、そういったことに関しましても、今後は予算措置も必要かなと思いますので、しつこくなりますけれども、共益費の問題と、そして、後の片づけの問題に関しては、今後検討を十分やっていただきたいということ、これを要望しておきます。

次に、孤独・孤立の問題であります。

特にいろいろ、今、新聞等でもヤングケアラーだったり幼児虐待だったり、本当に問題が注目をされております。私も改めて今回、これは朝日新聞に紹介があったんですけども、虐待、要するに障がいというのは生まれながらの障がいだったり、あるいは途中で事故に遭ったりとかで身体的障がいを受けたりとか、いろんな原因があるかと思いますが、非常に私がショックを受けたのは、要するに京都府の府立大学の教授、障害学の方がおっしゃっているには、日常生活の指導や治療を行う入所施設に入る子どもの身体障がいや精神障がい虐待によって引き起こされたか、そう推測できるアンケート調査というのが約24.9%、ということは4人に1人は虐待によって何らかの障がいを受ける、それほどやはり乳幼児の環境、子どもたちの環境が将来にわたって影響を及ぼすということが明確になってきております。

心理的虐待や身体的虐待、育児放棄など直接的な虐待の経験があったとアンケート調査で回答した、これは91施設で約2,235人の回答なんですね。約3割に当たる子どもたちなんですけど。その回答の約48.9%が家庭内でドメスティックバイオレンス、DVですね。目撃したり、両親が離婚をしたりなど間接的な虐待、そういうことに当てはまる数は63.8%にも及

んでおります。ですから、直接的なDV被害プラス間接的な被害であったとしても、60%以上の子どもたちにそういう影響を与えている。そういうところから将来に不登校だったりひきこもりだったりということの影響につながっていくということをこのデータは示しているのかなと思っております。

ちなみに、2022年の全国の小、中、高生の自殺数は514人、過去最多です。9月1日から9月16日までは子どもの自殺予防月間と言われております。この自殺の原因も多岐にわたっていると思えますけど、先ほど申しましたような家庭内のDV、こういったことにより自殺する子どもたちもゼロではないと思っております。

また、不登校問題は今24万人を下らないという数が過去最高ですね。これもいろんな家庭をはじめ、子どもを取り巻く環境、困難を取り除く必要がある。そしてまた、今特に注目されているヤングケアラー、家庭のおじいちゃん、おばあちゃん、あるいはお母さん、精神的なお母さんの面倒、きょうだいの面倒、そういったことを見ることによって学校にも行けなくなった人たちをどう支援していくかという、ヤングケアラーという人たちの存在というのが今非常に叫ばれております。本当に生活に支障し、人生の設計にも影響を及ぼすようなものになってきているわけですね。

このヤングケアラーにしましても、これが今回、高齢者の総合的な支援窓口である地域包括支援センターの相談体制を強化することで家族の介護を通じてセンターにつながったヤングケアラー、そういった方たちがやはり見えてきたわけですね。そういったことで来年度からは介護保険事業計画にも反映されていく。地域社会全体で支えていくという仕組みづくりが来年から盛り込まれるようになってきております。

ですから、こういった全てのことを考えたときに、やはり子育て支援に関する課題というのは非常に大きいですし、大事なことだと思っております。ゼロ歳から18歳までを間断なく支援していくという、そこには学校、教育委員会も含みますけれども、お腹に赤ちゃんができた、その時点から間断なく支援をやっつけていかなければ、やはりまた、そういった子どもたちをちゃんと現実を受け止め支援していく体制を強化していかなければ、今からの未来を担う子どもたち、今、人口減少は歯止めが利かない。団塊の世代の約3分の1しか今は生まれておりません。そしてまた、結婚をする人の数も減ってきております。だから子どもが生まれにくいという要因の1点でもあります。

そういった中で、子育て支援課長にお尋ねをしますけれども、今回、重層的支援ということで福祉課長から出ておりますけれども、この重層的支援は後で聞きますけど、今申しましたように、子育て支援が非常に大事な位置づけになっていると思っております。今、子育て支援課長の中でそういう実態の把握ですね、また、その中で見えてきた課題、そういったものは今、あおいとりさんとかの中でもいろんな支援をしていただいておりますけど、今の現

状をどのように考えておられるのでしょうか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えをいたします。

議員の質問の中で特に児童虐待について触れられましたけれども、児童虐待につきましては、やはり未然に防止をするというのが必要かとは思いますが、なかなかそういう環境をつくるというのは難しい実情があります。

そういった中で、市といたしましては、早期に対応し、早期に支援する体制をどれだけつくれるかということが非常に重要になってくるんじゃないかなと思っています。

また、全体としてどう捉えているかということでございますけれども、八女市では子ども・子育て支援事業計画を作成いたしております。それから、子どもの貧困対策推進計画を作成しております。

その中で、事前にアンケート調査を行いながら、先ほど議員おっしゃいましたヤングケアラーの問題ですとか、そういったものについてデータ収集を行っているところでございます。また、こども相談室におきましても、虐待に関しても、毎年相談件数は上がっております。令和3年度までは件数の推移が伸びてきておりました。令和3年度で108件の件数があったと思っています。令和4年度は83件に減ってはおりますけれども、こういったもののデータを見る中では、やはり早期の対応をしていく体制をつくるのは非常に大切かなと思っています。

令和4年度に子ども家庭総合支援拠点事業、これに取り組んでおりまして、具体的には要保護児童連絡協議会の機能の強化を図っているところでございまして、こども相談室の相談員の増員も行っております。また、実務者会議等を定例化し、毎月開催をしながら、関係機関の情報共有、それから支援プランの推進、また、進捗の管理などを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本正敏君）

三角議員にお伝えします。時間がありませんので、質問事項が残っておりますので、配分をよろしく願いいたします。

○18番（三角真弓君）

時間も押して、聞きたいことがいっぱいあるんですけど、そういった要対協の中でやっている。確かにいろんな制度はありますが、じゃ、制度そのものがどこまで活用されているのか。

先ほど申しましたように、ヤングケアラーが介護保険の総合的な支援の窓口に入るということは何を物語っているのかということ、やはり高齢者の相談窓口の中に見えてくるのは一家

の家庭の中にいろんな複雑なもの、重層的な支援というのはそういったところからあるかなと思うんです。そういったものを未然に防ぎ、そしてまた、解決していくためには、1件1件の実態把握、全ての生まれてくるお子さん方たちの中で、DVの相談があったところに家庭児童相談室、あおとりと言われますけれども、訪問をされ、土曜でも日曜でも本当に訪問していただいております。そういった精いっぱいやってもらってはおりますけれども、まだまだそれが、サーチライトを照らすように1件1件とまではなかなか難しいというのも分かってはおりますけれども、やはりどのお子さんも八女市を担う大事なお子さんです。1人も置き去りにしないというのがSDGsの理念でもありますし、そういったことを本当に真剣に連絡をし、重層的な支援につなげていっていただきたいと思っております。

確かに時間も押してはおりますけれども、今SDGsと申しましたけど、これは2030年が目標達成の年ですけれども、ほぼほぼこれは2030年には間に合わないだろうと言われております。特に貧困や飢餓ということに対しましては、その撲滅に対しては警鐘との新聞の見出しがありました。本当にそういう中での貧困ということも子どもたちの現実にはたくさんあると思っております。そういう子どもたちのためにも徹底した市挙げての実態把握が大事だと思っております。

時間の問題で、まとめて言いますけれども、例えば介護長寿課、そしてまた健康推進課、福祉課、いろんな課に保健師の方がいらっしゃいます。保健師だけではなくて包括支援センター、いろんなものが一体となって同じ思いで今の現状を何とか解決していただきたい。よそ事に終われば、それで終わってしまうわけですね。どれだけこういうことを言っても、何回も私はここで言ってきました。しかし、その制度に乗っかかかっていない子どもたちがたくさんいらっしゃいます。また、観測史上最も暑かった今年の夏ですけど、8月も126年間で最も暑かったと言われております。そういう中で、猛暑の続く、9月もそうですけど、国民年金だけの高齢者の方が本当にクーラーを使っているのか、そういったことも含め、やはり子どもたちの問題から高齢者問題、貧困から飢餓、そういうフードバンク事業も含めまして、そういう実態の把握、現場に行ってその実態を把握すること以外にこの解決の道はないと思っております。

時間が押しておるということですので、こういう重層的な支援、今回出してもらっているのは、数が非常に少ないんですね。令和4年で重層的支援体制の世帯数は延べで5世帯、家族で17人、令和5年で6世帯で21人、延べですので、実世帯というのはもっと少ないと思うんですね。

時間の関係で、この重層的支援をやるためには、各課のそういった家庭訪問ということが私は一番大事なことかな、そういったことを含め、これに対して担当、健康福祉部長、すみません、時間がないものですから、一言お願いしたいと思っております。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

まず、今回お出ししている資料につきましては、重層的支援会議という形で、各相談機関で複合的な課題があったものに対してそれぞれ担当者、それから、各相談機関が集まってどういった支援をするかというものを話し合う会議でございますので、件数としてはそう多くはございません。ただ、各相談機関での件数は、今回は資料としてありませんけれども、かなりの件数をそれぞれで支援していただいております。

議員おっしゃられるように、やはりそれぞれの市民の方の課題は多岐にわたっております。それは、今非常に相談機関を持っておりますので、それぞれがしっかり連携をしながら、今でもそういった関係部署につないで、先ほど包括の話をされましたが、包括のほうから子育てのほうにというような連携をしっかりとやっていくことが重要かと思っております。

まず、職員につきましてもそこをしっかりとつなげるような職員、それから社協の方々、それと、あと地域の民生委員さんとか行政区長さんとか、それぞれのいろんな声を吸い上げていただくという連携をしていくことが一番かと思っております。

○18番（三角真弓君）

私も通告で申しましたように、そういった孤独・孤立の問題は社会全体の課題だと認識がされておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

最後に市職員の地域社会貢献活動ということですが、今年7月の豪雨では特に上陽の地域がひどかったということで、私も同僚議員と一緒に回らせていただいた中で、民間ボランティアや市の職員の方々、また社会福祉協議会の職員の方々もボランティアの協力をされているということは聞き及んでおります。

しかし、今後、人口減少、また温暖化によって、本当にあってはならない、起こってほしくない災害が頻繁に起こっております。そういった限られた中で、限界集落という言葉をあまり使うと失礼ではあると思っておりますけれども、中には、やっぱり出不足を7千円、8千円払っていらっしゃる、そういうところもあります。道路愛護に出れない方、そして、2日かかって道路愛護をやっていると、そういう地域もあります。でも、そこに住み続けていくためには、やっぱりその地域の中で生きていくためにはそういう出不足も出さなくてはならない。そういう中で、やはり市の職員の方たち、ボランティアというのは自らが買って出る行為ですので、決して義務的なことではありませんことは重々分かっておりますけれども、そういう現場を見られることによって地域課題も見え、政策として生かされたらと思っております。

そういった災害を見ることによって意識は認識へと変わり、それがひいては地域のためのそういった行動に移っていくかなと思っておりますので、時間の関係でこのことと、あと、

公立中学校の部活動に市職員の方が、これは先ほども申しましたように、先生たちの長時間労働の温床にもなっておりますし、また、部員が減少して学校単位では運営が厳しいと言われる中で、そういったことに対しての市職員の方が少しでも協力していただけたらということ。

確かに災害とかになれば、議会も力を合わせて支援しなくちゃいけませんし、また、それが全市挙げて、もちろん、市民の方のボランティアもたくさんいらっしゃいますけど、地域で地域共生社会の一端を担うためにも、その先駆的な役割として職員の方のそういった貢献活動をお願いしたいと思いますけど、これに対して、一緒にお願いします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

まず、高齢化が進む地域への支援ということだろうと思っております。

やはり、議員がおっしゃるように、職員が地域に出向いて住民の方、もしくは高齢の方と顔を合わせる、お話をしていくということについては非常に重要なことだろうと思っております。

そうすることによって、人と人とのつながりができて、よりよいまちづくり、こういったものにもつながっていくだろうと思っております。

職員においては、ボランティアという半ば強制という形じゃなくて、ふだんからこうした意識を持てるような職員の人材育成ということについては取り組んでいくということが重要だと思っております。

それから、学校の部活の関係でございますけれども、もちろん、平日、放課後、それから、土日は試合であったり大会の参加であったり、本当に先生方においては大変な業務をいただいていると思っております。

中には外部指導員という方もいらっしゃると思っておりますけれども、まだまだ少ない状況にあると思っております。

今後、先ほど話もありましたけれども、部活動の地域への移行というお話もありますし、今後の部活動の在り方というのも変わってくるだろうと思っております。

そういった中で、職員の中にもスキル、それから経験、意欲のある職員も在籍をしておると思っておりますので、学校の受入れの問題とか、そういった問題もあろうかと思っておりますけれども、そういったものの調整がつかないならば積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○18番（三角真弓君）

ありがとうございました。今日はたくさんの担当課長が来ていらっしゃいますけど、発言の時間、私の要領が悪くて申し訳なく思っております。

最後ですけれども、GDPが示すものという中で、国民総生産が伸びれば人々の暮らしは豊かになり、幸福度も上がると考えられてきました。しかし、現実は違うようです。日本はGDPでは世界で3位です。しかし、2023年3月に発表されました国連の世界幸福度報告書によれば、日本の幸福度は137か国中47位ということであります。心の豊かさを求める市行政のそういう指導を三田村市長にお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本正敏君）

18番三角真弓議員の質問を終わります。

11時25分まで休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

5番古賀邦彦議員の質問を許します。

○5番（古賀邦彦君）

5番、日本共産党の古賀邦彦でございます。質問に入ります前に、7月10日に発生した水害により被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

共産党市議団では、上陽町上横山地区の現地調査を行いました。実際に現場に足を運びますと、その被害の大きさに驚きました。川の護岸は至るところで損壊、河川内に流木があり、橋の橋梁には流木が引っかかっており、川を乗り上げた流木や土砂が民家の庭に流れ込み、護岸強化のために川の両岸に植えてある杉は根の部分がえぐられ、内側に向かって倒れかかっている状況でした。

共産党では9月1日、広川と八女の災害復旧申入れを八女県土整備事務所へ行ってまいりました。今後とも災害復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

それでは、さきの通告により一般質問を行います。

まず1番目は、防災・水害対策について質問いたします。

7月10日に発生した水害について、その被害状況及び災害復旧状況並びに今後の復旧計画についてお尋ねします。

また、さきの6月議会で取り上げました矢部川の堤防強化に関する福岡県、国の取組方針の確認についてお尋ねいたします。

7月10日の水害は、市中心部においても道路に水があふれ、床下浸水も発生しております。道路側溝のしゅんせつが不十分なこともその要因の一つではないかと考えますが、八女市における道路側溝のしゅんせつ状況並びに道路側溝の整備状況についてお尋ねいたします。

次に、子育て支援について。

学校給食費の無償化について、6月議会に引き続きお尋ねいたします。

私は、子育て支援は様々な角度で、かつ総合的に、行政が持つあらゆる資源を総動員して手厚く進めていかなければならないと考えます。学校給食費の無償化もその一環であると考え、お尋ねいたします。

次に、熱中症対策についてお尋ねいたします。

熱中症対策を強化する改正気候変動適応法が成立し、来年度以降、今の警戒アラートの一段上に特別警戒アラートが新設されます。各市町村では、冷房を備えた公共施設などをクーリングシェルター、避難施設として事前に指定し、特別警戒アラートが発表されれば一般開放することになります。八女市におけるクーリングシェルターの整備状況についてお尋ねします。

さらに、クーリングシェルターを住民のより身近な場所、例えば自治会が運営している公民館なども指定できるよう、運用に必要な手だてを八女市で行っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。近年の災害の恒常化、災害規模の拡大に見合う避難所の在り方も検討が必要だと考えます。

そこで、指定避難所のエアコン設置の状況をお尋ねします。また、災害の大規模化を想定すると、小中学校体育館にもエアコンの設置が必要ではないかと考えます。お尋ねいたします。

さらに、熱中症対策として、小中学校教室への断熱材の設置についてお尋ねします。

現在、八女市内小中学校教室にはエアコンが設置されていますが、さいたま市の例によると、特に校舎の最上階の教室は建物の屋根部分が40度を超える高熱となり、教室の天井との間が熱せられるため、設定温度28度にならない状況があると聞きます。

そこで、教室の天井部分に断熱材を敷き詰め、窓の内側をアルミホイルを張った板で遮熱するなどして対策を行った結果、28度に近い温度となったほか、冬は暖かくなり、エアコンの設定温度も抑えられ、電気代も安くなったといえます。八女市でも小中学校教室への断熱材の設置をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、本庁、支所の冷房時間についてお尋ねいたします。

本庁では、8時10分から冷房を入れるとお聞きしておりますが、時間設定の根拠をお尋ねいたします。

毎年続く酷暑の夏、夜中でも30度近い熱帯夜が恒常化しています。8月1か月間の日中の平均気温は、黒木町で33.9度です。住民の付託を受けて日々献身的に働く職員の健康管理を考慮すれば、冷房時間の前倒し、せめて8時からとすべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、市民受付窓口のワンストップについてお尋ねします。

7月9日の西日本新聞に、お悔やみ家族の負担減へと題する記事が掲載されました。家族

が亡くなった際の諸手続について、本庁及び各支所における受付窓口状況についてお尋ねします。また、新庁舎での受付窓口対応はどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

次に、JR九州のダイヤ改正に伴う影響についてお尋ねします。

JR九州が昨年9月に行った鹿児島本線のダイヤ改正では、日中の快速列車の運転が取りやめになったほか、通勤、通学時間帯で合わせて18本が減便となりました。また、現在、羽犬塚駅では午後以降は駅員がいない無人駅となっております。筑後市が行った利用者アンケートでは、回答者のうち半数が市内在住、半数が市外在住でしたが、市外在住の多くは八女市民だったといえます。JR九州のダイヤ改正に伴う影響についてどのように考えておられるのか、お尋ねします。また、今後に向けての対策についてお尋ねいたします。

あとの内容は質問席にて行いますので、よろしく願いいたします。

○市長（三田村統之君）

5番古賀邦彦議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、防災・水害対策についてでございます。

八女市における令和5年7月豪雨の被害状況及び災害復旧状況並びに今後の復旧計画についてでございます。

今年7月の豪雨により被害を受けた道路や河川、農地・農業用施設、林道施設の被害状況につきましては、配信しております資料のとおりでございます。

災害発生後、現地調査を迅速に行い、特に市民生活に影響のある箇所から、応急対策などの対応に努めております。

また、九州地方整備局長及び九州農政局長へ現地視察をお願いし、国に対し支援の要望を行ったところです。

現在、本年12月まで実施される、災害査定申請と並行して発注準備を進めており、早期復旧に努めてまいります。

次に、矢部川堤防強化に関する福岡県、国の取組方針の確認についてでございます。

矢部川堤防強化につきましては、国管理区間におきましては、平成24年の災害以降、完了していると聞いております。

県管理区間におきましては、水害軽減のため、土砂堆積箇所のしゅんせつ工事等の維持管理や、毎年のように発生する災害の復旧工事、立花町山下地区においては集中的に浸水対策工事を実施していただいております。

矢部川の水害防止の必要性は強く感じており、今後も要望を行ってまいります。

次に、側溝のしゅんせつ、整備についてでございます。

側溝のしゅんせつや整備につきましては、地元からの要望や報告により、現地確認を行い、緊急性の高い箇所から実施をいたしております。

次に、子育て支援について並びに熱中症対策についてのうち、小中学校体育館及び指定避難所へのエアコン設置についてのうち、小中学校体育館に係る部分及び小中学校教室への断熱材設置につきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、そのほかの御質問につきまして答弁いたします。

熱中症対策についてでございます。

熱中症避難所としての公共施設、地域公民館開設についてでございます。

本市では、暑さを避け熱中症を予防するための一時的な休息場所として、本庁並びに各支所や各地区の公立公民館及び図書館などを開放する取組を行っております。

次に、小中学校体育館及び指定避難所へのエアコン設置についてでございます。

市が指定避難所として利用している24か所の公共施設のうち、エアコンが整備されている施設は16か所でございます。

エアコンが整備されていない施設については、冷風機等を配備しているところでございます。

次に、本庁、支所の冷房時間についてでございます。

本庁、支所の冷房時間につきましては、開庁時間帯に適正な室温となるよう、配信している資料のとおり設定をしております。

次に、市民受付窓口のワンストップについてでございます。

本庁及び各支所における死亡届等の受付窓口対応状況についてでございます。

市民の方がお亡くなりになられた際の各種手続きにつきましては、御遺族の方等に事前にお渡しした手続一覧表をもとに、本庁においては総合案内でそれぞれの担当部署へ御案内いたしております。各支所においては、市民生活福祉関係の手続については1つの窓口で受付をし、その他の手続はそれぞれの担当部署に引き継いでおります。

次に、新庁舎建設に伴う死亡届出等の受付窓口のワンストップについてでございます。

新庁舎完成に合わせて、市民サービスの利便性の向上と業務の効率化を同時に実現するため、窓口サービスの改善に向け検討を進めております。死亡届出後は、市役所での様々な手続が必要となるため、可能な限り遺族の方の負担軽減に努めてまいります。

次に、J R九州のダイヤ改正に伴う影響と対策についてでございます。

まず、J R九州のダイヤ改正に伴う影響についてでございます。

昨年9月に実施されたJ R鹿児島本線のダイヤ改正では、昼間の快速列車がなくなり、平日朝夕のラッシュ時の本数も減便されるなど、利用者に大きな影響を及ぼす内容でした。沿線自治体で実施された利用者アンケートでは、地域の利便性が悪化した、便数や車両数を改正前の状態に戻してほしい等の意見が出され、その中には通勤、通学等でJ Rを利用する八女市民の声も含まれていたものと考えられます。

今後の対策についてでございます。

市内から路線バスが連絡しているJR鹿児島本線につきましては、福岡や熊本方面への通勤、通学など、市民の広域移動において重要な交通手段と考えております。

そこで、生活を支える大切な地域公共交通の維持、確保の観点から県内や筑後地区の自治体で構成する各種協議会等と連携し、JR九州に列車運行ダイヤの見直しや駅の利便性向上について要望いたしております。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

5番古賀邦彦議員の一般質問にお答えをいたします。

2、子育て支援について、(1)学校給食の無償化についてのお尋ねでございます。

本市では、コロナ対策の臨時交付金を活用して、令和4年度は、食材費の物価高騰相当分10%への補助と令和5年1月から2か月間の給食費全額の補助を実施しました。

さらに本年度は、食材費の物価高騰相当分10%への補助に加え、給食費を一月当たり2千円に抑えるための食材費補助を実施しております。

次に、3、熱中症対策について、(2)小中学校体育館及び指定避難所へのエアコン設置についてのお尋ねです。

市立学校体育館の空調設備につきましては、設置しておりません。

次に、小中学校教室への断熱材設置についてのお尋ねです。

市立学校教室への断熱材につきましては、令和元年に増築した矢部清流学園に設置しております。今後は、学校の統合等に伴う増築時などに併せて検討を行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○5番（古賀邦彦君）

今回の水害の被害状況及び災害復旧状況につきましては、資料から読み取れるところであります。上陽町上横山を中心に大きな被害となっております。

今後の復旧に向けた作業工程につきまして、概略で結構ですから御説明をお願いいたします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

現時点で国の補助申請災害としまして、お手元の資料のとおり、公共土木災害施設で111か所、農地・農業用施設災害で75か所、林道施設で16か所、合計の202か所、金額にしまして3,606,800千円を見込んでいるところでございます。

現在の状況を踏まえまして、現在も被害調査を行っている状況でございます。緊急性の高い箇所から応急対策を進めていますと同時に、確定した箇所から順次本年12月まで実施され

まず国の災害復旧事業査定申請の準備を進めているところでございます。

あわせまして、査定申請と並行しまして、発注準備を進めまして早期復旧に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

今回の災害は、川の護岸が至るところで損壊をしているため、少量の雨でも心配をすることがあります。

また、八女市が管理する河川も大きな被害が出ております。復旧には相当の時間を要すると思われませんが、福岡県とも連携しながら対応をお願いしたいと思っております。

次に、さきの6月議会で取り上げました矢部川の堤防強化に関する福岡県、国の取組方針の確認についてお尋ねをいたします。

矢部川の堤防強化に向けた国と県の進め方の認識の違いについて、私どもからの問合せでは、国は山下の次は柳瀬に入る、県は必ずしもそうではないという見解が示されたため、さきの6月議会でお尋ねをしたところです。

市長自ら確認をすると言われましたのでお尋ねをするものですが、この点についてはいかがでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

確認をいたしました。

まず、国、県とも柳瀬地区の堤防が軟弱で危険性があるというのは認識をさせていただいております。その中で国の考えとしましては、やはり国の堤防強化工事は終了しておりますけれども、それから上流はまだ手がついていないということで、河川の工事的な考え方は下流からやるということで、国としてはそういう考えのもと柳瀬地区に入るべきという考えを示されたものと思っております。

県についても同じように当然、柳瀬、工事をやりたいとは考えておりますけれども、やはり災害も今年も発生しましたし、矢部川についても約38キロメートルが県の管理区域になっております。その中で、あらゆる軟弱なところがございますので、やはり緊急性の高いところから工事をやるということで、一概に柳瀬からということは明言はできないということで聞いております。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

国、県の考え方の違いは分かりました。

問題は考え方の違いではありません。福岡県も国も今、建設課長がおっしゃったとおり、矢部川の堤防強化の必要性は認識しているという共通認識がありますので、引き続き求めて

いく必要があると思います。

なお、私どもも独自の取組として、この矢部川堤防強化について2回目の地域懇談会を先日7月30日に行ったところです。その中では、現在の矢部川堤防の強度への不安、川底のしゅんせつや河川敷に繁茂する雑木の伐採を含む水害対策、堤防ののり面をコンクリート化する地盤強化、河川の監視カメラの改良等の要望が出されております。今後の取組として、地域のほうから八女市及び福岡県への要望書を提出する方向を確認しているところでございます。

そこでお尋ねをいたします。

6月以降、八女市としてどういった動き、取組をされてきたのかをお伺いいたします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをいたします。

矢部川については、当然、市の内部でも協議をいたしました。その中で、やはり矢部川の堤防が決壊したら甚大な被害が出るというのは危惧しているところでございまして、先月になりますけれども、要望書のほうを福岡県議会地元議員、それから八女県道事務所所長へ市長が直接出向いて要望書のほうをお渡ししております。

要望書の内容としましては、おおむね3つ要望いたしまして、矢部川の水害防止のため、堤防の改修及び強化、次に内水被害軽減のための整備促進、それからしゅんせつや樹木伐採等の適切な維持管理ということで、大きな3つの要望をいたしたところでございます。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

この問題の対応は、前議会でも申し上げましたが、行政は行政として、また地域住民も声を上げ動いてもらう、政治の力もフルに活用する、この三位一体の取組があって初めて前に動くと思っておりますので、引き続き取組をお願いいたします。

次に、今度の水害は市中心部においても道路に水があふれ、床下浸水も発生しております。道路側溝のしゅんせつが不十分なこともその要因の一つではないでしょうか。大雨になれば、しゅんせつできていない道路側溝から水があふれ、被害が出ております。計画的な道路側溝の整備と、道路側溝のしゅんせつについて対応を求めたいと考えますが、いかがでしょうか。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

側溝のしゅんせつ等につきましては、地元からの要望や報告により現地確認し、業者及び施設管理班のほうで対応しております。

なお、側溝のしゅんせつについては、要望は毎年出ますが、その年のうちに対応している状況でございます。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

もちろん地元からの要望に基づいていただいていると、年度内に完遂しているということですが、その水害の発生する場所というのがある程度限られているというか、エリアがあると思うんですよね。そういうところはもう事前に側溝状況を確認していただいて、地元からの要望がなくても雨水期前にしゅんせつしておくという対応が必要だと思いますので、引き続きよろしくお尋ねしたいと思います。

次に、子育て支援について、学校給食の無償化について、6月議会に引き続きお尋ねをいたします。

我が党の中央機関紙しんぶん赤旗の8月18日付に、給食の無償化自治体482、全都道府県に広がるという記事が掲載されました。

我が党の調査によれば、今年度小中学校ともに給食費が無償、あるいは、今年度実施予定の自治体は482、小学校のみの実施は14、中学校のみは17となっております。これを全部合わせますと513自治体、全国の総自治体数の30%、1,718自治体のうちの513ということで、この自治体が給食費の無償化に踏み出しております。東京23区では情報によりますと23区のうち21区、実に91.3%が実施、または実施予定と聞いております。県庁所在地では青森市、大阪市、奈良市、高松市、那覇市が小中とも無償です。都道府県単位では和歌山県が60%で実施、群馬県が54.3%で実施、奈良県が51.3%で実施をしております。福岡県では60自治体中11自治体、実施率18.3%となっております。

この問題に関する国のこども未来戦略会議の作業状況の進捗について、市としてはどのように把握されておられるかお尋ねをいたします。

○学校教育課長（栗山哲也君）

お答えいたします。

国の給食無償化に対する実態調査の件でございますが、こちらにつきましてはつい先日になりますが、令和5年の8月4日付で文部科学省のほうから調査依頼が来ております。こちらによりますと、おっしゃいますように6月13日に閣議決定されたこども未来戦略方針を踏まえて、学校給食費の無償化に係る課題を整理するために全国の自治体に状況をお尋ねするという内容でございます。調査の提出期限が10月31日までということになっていきますので、現在、全国の自治体で国の調査に沿ってどういった実施をしているかというのを調べている、確認しているという状況になります。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

帝国データバンク、こちらが8月31日に発表した主要な食品メーカー195社の価格改定動

向調査、これによりますと、家庭用を中心にこの9月の飲食料品の値上げが合計で2,067品目に上っております。今年初めから11月までの値上げ品目数は既に実施されたもの、今後予定のものを含めて累計3万1,036品目、昨年1年間の2万5,768品目を既に上回っております。帝国データバンクは、バブル崩壊以降で類を見ない記録的な値上げラッシュとなっていると強調しております。

このように、私たちの日々の暮らしは物価高騰により、ますます苦しくなっております。とりわけ子育て世帯には相当な負担がかかっていると思っております。そういうときだからこそ、行政が本気で子育てを支援することが今求められているのではないのでしょうか。

八女市において、小中学校の給食費無償化に必要な予算は230,000千円です。これは、令和5年度の一般会計当初予算41,980,000千円の0.55%となります。八女市の財政を取り巻く状況は厳しいものがあることは十分認識するところではあります。八女市の未来を担う子どもたちへの大きな支援として英断を持って対応していただくようお願いしたいと思っておりますが、教育長いかがでしょうか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

今、議員おっしゃるように、社会の情勢、大変厳しいものがあると。子どもの、各家庭の経済状況も含めて大変厳しいものだろうとは思っております。

ただ、今の段階では、八女市としては近隣から比較すると随分多くの補助をやっている。先ほど全国の話がありましたが、福岡県の中ではいち早くやはり補助をしてきたものだろうと自負をしております。

先ほど言われましたように、二億数千万円、ただ、給食関係の事業としますと、市が出す分、設置者のほうが出す分で、人件費や、あるいは施設設備費、そういったものを合わせますと、大体6億円を超えるぐらいの予算が毎年必要になっています。そのうちの4億円超が今、市が出しているというような状況です。

全体的な市の財政の見通し、あるいは、今行っています他の子育て支援策、そういったこと、あるいは財政的な面から見て、やはり継続性というのはとても大事だろうと思っております。1回始めて、もうやめるとするのは、なかなか難しいこともございます。それで、例えば今おっしゃいました福岡県内の11の自治体、ほとんどがやはり臨時交付金の活用でやっているというのが実態です。ですので、これからどれぐらい継続してそれができるものなのか、そういったことも考えながら、また、もう一つは、いつも言っておりますが、全国の市長会とか、あるいは、今年も全国の都市教育長会、この要望活動が8月に行われました。今までは給食費の補助をお願いしておりました。しかし、今年度からは無償化に向けた財政措置の創設ということで要望活動を行っております。先ほど議員おっしゃいました国の動向等も踏

まえて十分検討はしてまいりたいと思っております。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

小中学校の給食費の無償化で、子育てに一生懸命取り組むまち八女、これを大きくアピールしようではありませんか。このことは八女市の人口増にもつながると思います。引き続き検討をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次に、熱中症対策についてお尋ねいたします。

気象庁は9月1日、この夏6月から8月の平均気温が観測史上最高になったと発表いたしました。それによると、この夏の日本の平均気温は統計開始以来最も高かった2010年を上回る見込みで、検討に当たった中村会長は、歴代の記録と比較して圧倒的に高く異常だったと評価をしておられます。

来年度に向けたクーリングシェルター、避難施設の備えを進めていかなければなりません。国は公共施設だけでなく、ショッピングセンターなどの冷房が効いた場所も求めているようです。出かけた先で涼める場所を備えることも大事だと思います。

そこで、八女市におけるクーリングシェルターの取組状況についてお尋ねをいたします。

○財政課長（田中和己君）

お答えをさせていただきます。

公共施設のマネジメントを行っている担当課ということで、私のほうから御説明をさせていただきますと思います。

まず、クーリングシェルター、いわゆる避暑避難所ということで、公共施設のほうを開放いたしております。7月頭から開放しておりますが、こちらの公共施設につきましては、今15か所、市長の答弁にもございましたとおり、本庁とか各支所、あと市立の図書館とか分館、あと公民館、合わせて15か所を基本的に開館時間をめどに避難をしていただいているような状況でございます。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

ぜひクーリングシェルターのさらなる拡充をお願いいたしたいと思っております。

本庁や各支所においては、空調の効く部屋もあるかと思っております。そういった部屋もぜひ確保していただいて、市民がちょっと涼める場所、この辺りもより積極的に開設をお願いしたいと思います。

同時に私は熱中症避難所として、より身近な自治会が運営している公民館、こちらが利用できるようなと、もっと利用しやすいのではないかと考えます。

東京都の調査によりますと、令和4年の夏、昨年夏の熱中症で死亡した人が東京都で206

人、うち194人が屋内で発症しております。発症して亡くなったということですが、年代別では、大部分が65歳以上の高齢者で、70代以上の方が77.7%を占めたということです。

屋内で亡くなった194人のうち、エアコンを設置していた方は137人で、全体の70.6%、ですが、そのうち使用していなかった人が121人、88.3%に及んだと。エアコンはあるのに使用していなかった、そして亡くなったという方が88.3%という状況です。

調査結果を発表した東京都保健医療局、東京都監察医務院のほうでは、熱中症死亡者のほとんどは屋内で亡くなられていました、多くの方がエアコンを使用していませんでしたが、過半数以上はエアコンの設置はあるのに使用していなかった例でしたと報告をしております。

なぜエアコンはあるのに使用せず最悪の事態になったのか。そこにはいろいろなことが考えられると思います。一つは高齢者が暑さに対して感覚が鈍くなること、さらにもう一つは、食料品をはじめ、生活必需品の物価高騰が続いて、電気代も高騰する中、少しでも節約をと我慢をしていることがあるのではないのでしょうか。だからこそ熱中症対策の避難所が必要になると考えます。

その点で、佐賀県の大町町の取組は大変参考になると思います。

大町町では、町が設けた猛暑避難所として、冷房が効いた公民館を開放し、住民の憩いの場となっております。今年で6年目になるそうです。7月と8月は町が公民館の電気代を30千円まで補助しているそうです。住民にとっては家庭の電気代の節約にもつながりますし、もちろん利用料は無料です。地域の公民館ですからお互いに声をかけ合って利用されておられるようで、姿が見えなかったら電話をして、今日は来ないの、どうかしたと、安否確認にもつながっているような状況だそうです。

この夏は特に猛暑が続いた夏となっております。私は、この暑さは、もはや災害級のものとして捉えて対応していくことが必要だと考えます。クーリングシェルターの市民への周知、あわせて住民のより身近な場所、自治会が運営している公民館なども熱中症緊急避難所として指定し、運用に必要な支援金を出すなどを八女市で行っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（寺師いずみ君）

お答えします。

地域の公民館を熱中症対策避難所として開放するに当たりましては、公民館施設の鍵の開け閉めなどの管理、また、高齢者等の避難所の見守りなどがあり、区長、公民館長や地域の方などの理解と協力が必要になりますので、現段階では課題があると認識しております。

現在、地域公民館を開放し、エアコン使用料を補助されている自治体の開設方法や実績等の状況を踏まえながら研究してまいります。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

課題は今言われましたように、運営上のいろんな手だてがあろうかと思えます。ぜひともそれをクリアできるように、ぜひ知恵を出していただいて、住民のより身近な場所、地域の公民館もこの災害級の暑さから逃れる、避難する、そういう熱中症緊急避難所として指定をする、そのメニューが八女市にありますよということを示すのも非常に意味があると思えます。そういった運用に必要な手だても今後検討していただくようお願いをいたします。

次に、小中学校体育館へのエアコンの設置についてお尋ねをいたします。

近年の災害の頻発化、災害の大規模化に見合う避難所の在り方の検討が必要だと考えます。指定避難所として小中学校体育館を利用する地域もありますが、全市的にその利用を考えなければならぬ時期に来ていると思えます。そうすると、空調の整備は欠かせません。小中学校体育館へのエアコンの設置についてどのようにお考えになるのか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長（栗山哲也君）

お答えいたします。

小中学校の体育館の空調につきましては、現時点では設置をしておりません。子どもたちが運動に使うアリーナといいますフロアのところについては設置をしていない状況でございます。

しかしながら、避難所として使われる場合につきましては、各学校にミーティングルームという会議をする部屋がございますので、そういったところを活用していただいて、優先的に高齢者とかそういった方が避難される場合はそちらのほうに案内したりとか、そういうことで対処しておりますので、現時点では体育館に空調設備を導入することについては考えておりません。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

本当に災害の大規模化、頻発化を考えますと、従来の指定避難所だけではとても及ばないということも十分想定されると思えます。そういうときに受け入れる大きな施設としては、やっぱり小中学校の体育館が当然出てくるかと思えます。そういった場合にどうするのかということも想定をして、やはり空調の整備、空調といっても相当な経費がかかることは十分分かるわけですが、大型扇風機なりスポットクーラーの増設なり、いろんなやり方はあるかと思えますので、ぜひとも検討していただいて、問題が起きてからでは間に合わぬわけですね。そういう意味で、ぜひそれに見合う対策の検討を要請いたします。

それから次に、熱中症対策として小中学校教室への断熱材等の設置についてお尋ねをいたします。

これは我が党の機関紙しんぶん赤旗8月13日号に、学校暑すぎ、断熱してという記事があ

ります。クーラーの効かない教室を断熱して涼しくしてくださいと。「全国のすべての教室の断熱を」実行委員会が署名2万5,000筆、それ以上集めて、先日、文科省に提出したということでもあります。

署名を呼びかけた東京大学大学院の前真之准教授は、断熱材の設置とともに閉め切っている教室の二酸化炭素濃度も指摘をしております。冷房とともに適切な換気ができる対策も必要と言われております。

また、冷房効果を上げるためのこの断熱材の設置につきましては、先月21日、朝のNHK総合テレビおはよう日本でも取り上げられました。ある小学校教室の断熱材設置を親子のワークショップとして取り組んでいる様子が放映されました。このワークショップを監修した東北芸術工科大学の竹内昌義教授は、断熱材を設置することにより半年間で3割の節電効果があったと話されておりました。

御紹介したように、いろいろな工夫により冷房や暖房効果を上げ、電気代の節約にもつながる取組があります。まずは小中学校の屋上階の冷房状況の調査を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（栗山哲也君）

お答えいたします。

先ほど体育館のことにつきまして、もう一遍ちょっと付け加えさせていただきます。

議員が先ほどおっしゃった体育館にスポットクーラーとか扇風機という話が少しありましたが、そちらにつきましては、現時点で全ての体育館にスポットクーラーの設置と大型扇風機を配置していることを付け加えさせていただきます。

それから、各学校の屋上というか、一番最上階の気温、その温度の関係でございますけれども、議員がおっしゃるように、NHKの報道とかであったということでございますので、そちらをちょっとまず確認をさせていただいて、どういった内容なのか、それからどういった効果があるのか、そういったことを研究させていただいて、その後に必要であれば取り組んでいきたいということ考えております。まず研究、確認をさせていただくということでもよろしく願いいたします。

○5番（古賀邦彦君）

子どもたちの快適な学習環境の整備のために、八女市でも小中学校教室への断熱材の設置について、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、本庁、支所の冷房時間についてお尋ねいたします。

本庁、支所は熱中症対策としてのクーリングシェルターの役割も担います。しかも住民の負託を受けて日々献身的に働く職員の職場でもあります。職員の健康管理を考慮すれば、冷房時間の前倒し、せめて8時からとすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

議員のほうから御質問いただいている趣旨といたしまして、8月2日の議会の全員協議会の中で、私のほうからの御回答が――稼働時間についての御質問があって、その中で回答させていただいたのが8時10分からということでお伝えをさせていただいたんですけど、実は既に8時から稼働させていただいていまして、今お手元の資料のほうにも提出させていただいていると思いますけど、数年前から8時からということで、ちょっと私のほうが認識不足をしておりましたので、申し訳ありません、おわびして訂正させていただきます。

8時からということで設定させていただいているんですけど、始業開始が8時半からということなので、30分あれば業務に支障がなかったり、来庁者の方に快適に過ごしていただける室内の設定温度になるということで、8時からの設定にさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

ぜひとも熱中症対策として、また、職員の健康管理対策として、とにかく熱帯夜が続き、朝の7時台でも相当暑いと思うんですよ。早く来られた職員がやっぱり8時から――めどはあるとでしょうけど、やはり私は少しその辺りも柔軟に、そして庁舎がちょっと古いものですから、冷房の効きの具合、この辺りもあろうかと思っておりますので、若干ここは冷房時間の柔軟な対応をぜひ要請いたしたいと思っております。

次に、市民受付窓口のワンストップについてお尋ねをいたします。

役所には様々な手続で市民の方が来庁されます。人によっては本当に年に1回とか、どうかすると一生のうちに何回かしか行かないということもあろうかと思っておりますけど、転入、転出、出生あります。そして、家族が死亡した場合など、いろんな手続に見えるかと思っております。特に家族が亡くなった場合、悲しみを抱えながらの不慣れな手続の負担というのは相当なものがあると思っております。手続に見える方が高齢の方であればあるほど大変だと思っております。

そこでお尋ねいたしますが、例えば本庁での手続について、手続として家族が死亡した場合、必要な手続のために最大幾つの課に行かなければならないのか、お尋ねをいたします。

○市民課長（溝上啓之君）

お答えします。

市民の方がお亡くなりになられた際、各種手続ということで、それは個人個人、様々な状況がありまして、一概に幾つとは申し上げられませんが、多い場合でいきますと最大で本庁の場合は11の課で手続が必要になると考えられます。

○5番（古賀邦彦君）

先ほど御紹介した7月9日の西日本新聞の記事によりますと、いわゆるお悔やみ窓口につきましては、福岡県内では福岡市が2021年の5月から、北九州市が2022年の10月から、全区役所に同様の窓口を設置しております。大牟田市も開設しており、いずれも予約制で、遺族は窓口で必要な手続の案内を受け、関係部署を回ると。

一方、久留米市は2022年の7月から移動が不要なワンストップ窓口を設置しております。八女市においては、本庁舎は来年5月に利用開始できる状況ですが、新庁舎において、このような手続における市民の負担軽減策をどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

窓口業務の関係でございますけれども、今現在、新庁舎における窓口業務の在り方について協議を進めているところでございまして、やはり優先すべきは住民の方にとって分かりやすい、利用しやすい市役所であって、窓口でなければならぬと考えております。できるだけ住民の方の御負担のかからないような体制を取ってまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

この西日本新聞の記事には、自治体職員らが恐らく一番手続が多いライフイベントと口をそろえるお悔やみ、西日本新聞に投稿を寄せた方は、事務処理だけでなく、各課に連絡するたびに夫の死を何度も突きつけられるようでつらかったと。その中で、お悔やみ申し上げますの一言がありがたかったと、心のケアの大切さにも言及したとあります。ぜひとも行政には住民に寄り添った対応をお願いしたいと思っております。本庁、支所においては、現時点でできる限りの対応をお願いします。また、本庁においては、新庁舎において、極力市民の窓口での負担軽減を図っていただくように要望をいたします。

次に、JR九州のダイヤ改正に伴う影響についてお尋ねいたします。

この問題は、今年2月の県議会でも取り上げられております。

服部知事は、実際の利用状況に関する資料の提出を求めるとともに、沿線自治体の皆様などから意見を伺いながら、必要な働きかけを行っていきたいと答えておられます。そして、県議会においても超党派で議員連盟をつくり、改善に向けて働きかけていくこととなっております。

西日本新聞の調査によれば、JR九州にも昨年9月23日のダイヤ改正後、1か月弱で約900件の苦情や意見が寄せられたといわれています。一部西九州新幹線などの苦情も含むそうですが。

J R九州は、新型コロナウイルス禍で利用者が以前の9割程度に落ち込み、元には戻らないと想定し、それに見合った輸送力に見直すべきだと判断したといます。J R九州によりますと、朝のラッシュ時、朝の7時15分から8時45分、この乗車率は、ダイヤ改正後の10月上旬の2日間の平均で116%だったといます。この116%の乗車率とは、つり革につかまれない人が出てくるレベル。この担当者は、花火大会レベルの140%を超える乗車率が続けば改善も考えないといけないという見解を示しているといえます。

夕方の混雑については——夕方の混雑は午後の5時から9時頃ということですが、夕方の混雑についてはコロナ禍前も今ほど混雑していなかった。ダイヤ改正で混雑が増えたという認識はしていると認めております。また、遠距離利用者の利便性の低下については、改善の必要性があるかどうかも含め検討したいと述べたといます。

この状況についての執行部の現状認識を改めて伺います。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

昨年の9月のJ R九州のダイヤ改正につきましては、近隣の筑後市さんが改正後に羽犬塚駅でアンケート調査をされています。その結果も昨年の12月にいただきまして、市としてもちょうど地域公共交通計画を策定段階でございましたので、市内の交通はもちろんのことですけど、やはり福岡や熊本、そういったところに通勤、通学されている方も大勢おられますので、今回の改正につきましては、近隣自治体と歩調を合わせて便数の回復でありますとか、車両数の復元といったところをお願いしている要望活動を行っているところでございます。

○5番（古賀邦彦君）

これは私が最近、J Rを利用して経験したことを申し上げます。

7月4日に福岡に所用で出かけました。J Rを利用いたしました。行きはよかったわけですが、帰りに羽犬塚まで行く、あるいは羽犬塚を通る便が非常に少なくなっております。会議自体は4時前に終わったんですけれども、帰りに鳥栖まで行く4時45分発の快速に乗車しました。ところが、乗り継ぎのため鳥栖駅で26分待ちました。7月4日といえば、もちろんもう暑い時期で、ホームで26分待たされるわけですね。後から調べてみましたら、たまたま私が乗った便が最も待たなきゃいけない便だったようですけど、もう一本28分待ちがありますが、大体10分程度あれば乗り継げるようですけどですね。

ただ、やっとなり羽犬塚駅の車両が来たんですけれども、2両編成です。そこには通学の学生も多くて、車内はほぼ満員状態。羽犬塚駅では50人ぐらいが一斉に降りる、そういう状況でした。やっぱり猛暑の夏、夕方とはいえ30度を超える中で、それだけの長時間ホームで待たせるというのはいかがかと。10分でもやっぱり結構あると思います。ダイヤ改正により列車本数は減る一方で、運行車両の編成も減らされております。毎日の通勤、通学利用者はとて

も大変だと思えます。

先日、7月31日に久留米シティプラザで開催された福岡県の議員研修会において、開催都市市長の原口新五久留米市長もその歓迎挨拶の中で、JR九州ダイヤ改正による影響に触れられ、県内の議員が力を合わせて問題が改善されるよう取り組もうと挨拶をされたわけです。

もう一つ駅の無人化、これも大きな問題となっております。我が党の機関紙しんぶん赤旗9月1日号に、「駅無人化「命脅かす」」「大分 駅員不在時に障害者死亡事故」という記事が掲載されました。JR九州は大分市内の8つの駅をはじめ、大分県内各地で駅の無人化、窓口業務の時間短縮を進めております。

こうした中で、昨年12月、日豊線津久見駅で駅員不在の時間帯に視覚障がい者が列車にはねられ死亡する痛ましい事故が発生しております。移動に公共交通を利用する障がい者から、駅無人化は命の安全をも脅かすものだと怒りの声が広がっていると伝えております。

2020年9月、大分市に住む車椅子利用者がJR九州を提訴、大分地裁で審理が行われております。読売新聞によりますと、JR九州は無人駅を拡大しており、この春のダイヤ改正に伴い、5つの駅を新たに無人駅化し、JR九州管内571駅のうち約6割、333駅が無人駅となっております。

昨年秋のダイヤ改正では、福岡都市圏でも減便が実施されておまして、2023年3月期は鉄道事業が3年ぶりに黒字転換すると見込んでいますと報じております。沿線の人口減少や自然災害に伴う復旧費も増加しており、JR九州は交通網維持のため、さらなる合理化が必要としているとも報じております。

JR九州は列車本数の大幅削減、編成車両数の削減、駅の無人化を進める一方で、2023年度は鉄道部門31億円を含め、311億円もの黒字を計上しております。JR九州は、新型コロナウイルス禍で減少した旅客数に見合うダイヤ改正とありますが、現状は新型コロナウイルス禍前の水準にかなり戻ってきていると思われれます。

JR九州には、公共交通を担う鉄道事業者としての社会的責任をきちんと果たすよう地域から大きく声を上げていく必要があります。八女市として、これらの問題について今後どのように対応されていくのかをお尋ねいたします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、JR九州の交通機関につきましては、八女市民にとっても重要な交通手段という認識を持っておりますので、引き続き近隣自治体と歩調を合わせて、JR九州なり要望活動を行っていきたいと考えているところでございます。

○5番（古賀邦彦君）

本当にこの問題は市民の足、通勤、通学で福岡や熊本方面に行かれる方も八女市民の中に

はたくさんいらっしゃると思います。なかなか声として市のほうに届いていないような状況もあるようですけれども、本当にこれは大きな問題だと思います。

先ほど触れましたけれども、筑後市が羽犬塚駅前アンケートを取られた、返ってきたアンケートの半数が筑後市の市内在住者ですけれども、半数は市外在住者、その多くが八女市民だったということに私は非常にショックを受けました。やっぱりそうだろうと。福岡に行くときも、私はJRを使います。羽犬塚までやっぱり車で行って、そこに車を止めて、そして行くと、それがもうパターン化しているわけですが、実際に利用してみますと本当にそういう状況で、大変使いづらい状況になっております。

特に羽犬塚がある筑後市においては、筑後市の駅舎、あぁいったのにも筑後市も相当助成をして建設に協力をしていると。なのに何でだということですし、また、鹿児島本線、ローカル線なら別として、やっぱり鹿児島本線という本線の中、しかも昔は特急が止まっていた羽犬塚ということから考えますと、ここまでのやっぱり利便性の悪さはあんまりなことだろうということで、筑後市の議会でも相当議論になっているようでございます。

ぜひともこの点については市長にもいろんな場でぜひ声を上げていただいて、強く要望していただきたいと思いますが、市長のほうもひとつぜひよろしく願いいたします。

○市長（三田村統之君）

JR九州の問題につきましては、どういうマイナスが生まれるか、議員おっしゃるとおりでございます。

先ほど商工振興課長が申し上げましたように、できるだけ近隣自治体、県、国とともに要望活動をしていきたいと思っております。

○5番（古賀邦彦君）

この問題につきましては、私ども共産党としても鹿児島本線沿線の議員団と、それから国会議員とも連携を取りながら、なるべく早いうちにJR九州本社に対して改善要望を行う予定としております。八女市としても今、市長も申し上げられたとおり、近隣自治体とも引き続き連携を取っていただいて、少しでも改善ができるように一層の努力をお願いし、少し時間は余りますが、私の質問をこれで終わります。

○議長（橋本正敏君）

5番古賀邦彦議員の質問を終わります。

13時30分まで休憩いたします。

午後0時36分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

14番牛島孝之議員の質問を許します。

○14番（牛島孝之君）

皆さんこんにちは。昼から第1番目でございます。通告しております3点についてお聞きをいたします。

まず1つ、八女市の教育問題について、2番目、農業・林業の活性化について、3点目、公立八女総合病院についてお聞きをいたします。

傍聴の方も見えております。分かりやすい言葉で適確に答えをお願い申し上げます。詳細については質問席より質問いたします。

○市長（三田村統之君）

14番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

八女市の教育問題につきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に農業・林業の活性化について及び公立八女総合病院について答弁をいたします。

まず、農業・林業の活性化についてでございます。

放置竹林の有効利用について及び放置竹林の面積はどのくらいあるのかにつきましては、一括して答弁をいたします。

市内の竹材の利活用につきましては、竹炭、竹酢液の製造や竹紛プラスチック複合材などに年間2,400トンが利用されており、その他の竹関連事業者においても、竹箸、竹堆肥、土壌改良剤などの製造に活用をされております。

また、市内の放置竹林面積につきましては、竹林面積の2,521ヘクタールに対し、1,768ヘクタールと推計しております。

次に、八女東部地区の農業・林業の活性化について八女市の考えはという御質問でございます。

八女東部地区の農業の活性化につきましては、農業及び農村の持つ多面的な機能が発揮される豊かで住みよい農村社会の実現を目指すことが重要であると考えております。

今後の農業者や農村人口の著しい高齢化・減少などにより、中山間地域の環境は厳しさが増すことが懸念されております。

引き続き多様な担い手の育成・確保と優良農地の確保に向けて各種補助事業等に取り組むとともに、収益性の高い農業経営の推進を図りながら、農業・農村の持続的発展を目指してまいります。

林業につきましても、過疎化及び高齢化等により、地域における森林保全が困難になりつつあり、林業の担い手の育成・確保が重要な課題となっております。

そのため、自伐型林業者等の担い手の育成・確保の推進や森林経営管理制度を活用した施業システムの構築により、地域に応じた森林の保全・管理を進め、人が定住し、林業を営む

場として、林業生産活動等を通じた日常的な森林経営管理の推進を図り、林業経営の基盤となる森林の保全と林業の成長産業化に向けた取組を進めてまいります。

バイオ炭について八女市の考えはという御質問でございます。

バイオ炭につきましては、生物資源を材料とした、生物の活性化及び環境の改善に効果のある炭化物のことであり、立花バンブー株式会社で生産される竹炭もその一種であると考えますが、高齢化や後継者不足により、年間竹材入荷量も減少傾向にあります。

竹林維持には、伐採・搬出・運搬における経費が竹材の利活用を推進する上で大きな課題となっていることから、令和5年度より、福岡県リサイクル総合研究事業化センターの研究に採択され、八女市及び民間企業並びに大学で構成する共同研究会に参画しており、課題等の解決に向けた施策の協議を行うとともに、竹をより高付加価値であるバイオマス資源として活用するため伐採・回収するシステムを研究しているところでございます。

次に、公立八女総合病院についてでございます。

病院機能再整備基本計画における基本方針についてでございます。

基本方針に対する八女市の考えはという御質問でございます。

病院機能再整備基本計画における基本方針は、公立八女総合病院企業団が設置した病院機能再整備基本計画策定委員会で作成したものと認識をしております。八女市としましては、一構成団体として尊重していく所存でございます。

広川町、筑後市の首長との話し合いはされたのかと、3月議会にて質問後の動きは及び市民に対する説明は行わないのかにつきましては、一括して答弁をいたします。

公立八女総合病院の再整備に関する関係団体との協議、市民に対する説明会につきましては、再整備の主体となる公立八女総合病院企業団が行うものと認識をいたしております。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

14番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

1、八女市の教育問題について。

7月10日の大雨時の休校判断は誰が行ったのかとのお尋ねです。

学校教育法施行規則第63条及び各学校で作成された災害発生時の対応マニュアルに基づいて、各学校長が判断することとしています。

次に、午前7時30分には八女市に大雨特別警報が出されたが登校時間と重なるのではないかとのお尋ねです。

学校ごとに作成された災害発生時の対応マニュアルでは、児童生徒が家庭にいる場合や登校中の場合など、それぞれの対応手順が定められております。

このマニュアルに基づき、休校としなかった学校についても、始業時間の繰下げなど、そ

それぞれの学校の状況に応じた対応が取られました。

次に、今後はどのように考えて誰が休校を判断するのかのお尋ねです。

基本的には、学校教育法施行規則第63条及び各学校で作成された災害発生時の対応マニュアルに基づいて、各学校長が判断することとなりますが、今回の大雨の状況を機に、市教育委員会として休校の目安となる基準を作成したところです。

次に、学校施設の充実についてのお尋ねです。

学校施設の老朽化等に伴う改修、修繕等につきましては、学校からの要望を受け、緊急性の高い箇所から優先的に行っているところです。

以上、御答弁申し上げます。

○14番（牛島孝之君）

まず、お聞きします。学校の登校時間ということで資料を頂いております。この登校時刻、8時15分より8時30分となっておりますけれども、この登校時刻というのは学校内に入るべき時間なのか、あるいはこの時間にもう教室に入っておくべきなのか、どういう意味の登校時間でしょうか。

○学校教育課長（栗山哲也君）

お答えいたします。

登校時刻におきましては、各学校で朝の朝礼が始まる時間になりますので、この時間までに教室に入ってくださいことになります。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

ということは、子どもたちは当然この時間に入っておかなきゃいけないということは、子どもによって恐らく家を出る時間、当然個々によって違うだろうと思います。

これは2023年8月9日の読売新聞です。この中に7月大雨、休校各校分かれた判断と、繰下げ一転休みへ変更もと。この中に八女市の記事が載っておるわけですね。御存じでしょうか、御存じでなければ読み上げます。

東の端と西の端の距離が30キロメートル以上ある八女市でも、各校が判断したと。市内23校のうち、休校は山間部の3校と校区が冠水した1校のみ。ただ、同市には午前7時半に大雨特別警報が出され、通学時間と重なった。——さっき言われた、当然と思います。——担当者は、今後は学校に任せるだけでなく、市による判断を検討したいと語る。

その次のほうに、午前6時40分に特別警報が出された朝倉市は、その1時間以上前に休校を決めていたと、こういう自治体によって判断が分かれています。要するに、このような大雨、今後もないとは限りません。恐らくあるでしょう。今後は誰が休校、今までは恐らく校長判断かと思っておりますけれども、どなたが今後はされますか、お願いします。

○学校教育課長（栗山哲也君）

お答えいたします。

教育長の答弁でもございましたけれども、基本的に学校教育法施行規則の第63条で校長が判断することとしております。しかしながら、今回のように想定以上の大雨等も想定されますので、答弁にもありましたように、一定の基準、休校の目安となる基準をこちらのほうからお示しをしたところがございます。したがって、その休校の基準に従って学校長が判断していただくものということで認識しております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

八女市の場合は、それこそ山間部から平地まであります。休ませることは各校長にという判断は言われてもなかなか難しいと思います。それで、今度休ませると決めたら必ず保護者のところに連絡をしないといけない。今聞きますと、なかなかPTAの名簿も電話を教えていただけないと、個人情報ということで、そういうともあるわけですよ。じゃ、それならスマホでするのかと、そういう問題もありますので、やっぱりこれは学校教育課管轄の校長だけじゃなくて、やっぱり行政も含めて本当に真剣にしないと、校長判断で、いや、大丈夫だろうと、時間的な雨量も全然違うんですよ。今は大丈夫けれども、ちょうど通学時間に土砂崩れとか、増水したとか、そういうことがあるわけですよ。特に八女市の場合は広いから空振りでもいいわけですよ。やっぱりそこんにきはきちっと校長も含めて、ある程度上のほうで判断していかないと、各校長にお任せしますとなったときにいろいろな事態が起きるのではないかと思います。それについては教育長、今後どう判断されますか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

今、議員御指摘のように、今回の場合は7時31分に大雨特別警報が発令をされています。その前が注意報等があって5時ぐらいに高齢者避難、これがいわゆる今回休校にしました上陽地域、星野地域に5時に発令はされています。その後、上陽、星野に6時に避難指示が出て、7時に黒木、八女地域等に避難指示が出ている状況です。

こういった中で、先ほどから申していますように、法令上はやはり学校長の判断、病気、いわゆるインフルエンザ等も含めて、これは学校保健安全法によって設置者が休校を判断するという事になっております。ですので、先ほどから言っておりますように、それぞれの学校で登校時間も違います。例えば、今回の場合、星野小学校はその危機管理マニュアルに6時45分に判断をすると明記をしています。一方、長峰小学校は7時に判断をするということをお示ししております。そういった形で、各学校によって6時半であったり、それは登校の距離等もありますので、そういったことで各学校ごとにその時間も変わって判断をすると、そ

れが原則だろうと思っています。学校の設置者が判断をするという法令上の根拠は実はありません。しかしながら、先ほどから御指摘がありがとうございますように、最近の大雨等を鑑みまして調べてみますと、やはり各教育委員会でその基準を決めてやっているというところも随分あるようです。

そういうことも踏まえまして、今回、学校を休校とする基準ということで午前6時30分に学校の所在地、これは校区ですね、校区に八女市から警報レベル3、高齢者避難以上、これが発令されている場合、午前6時30分に八女市に暴風警報または暴風雪警報が発表されている場合、あるいは登校開始までに八女市に震度5弱以上の地震が発生した場合、この基準を示したところですよ。ですので、それぞれの学校長がこの基準に従って、あるいはこの基準に満たないけれども通学路等の状況によって学校長が休校にすべきだということになった場合は、判断するということになります。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

確かに読売新聞の中に徳島大環境防災研究センターの中野晋特命教授は、これまでの休校判断は、台風接近時のように暴風と雨がセットだったと。しかし、近年は大雨だけで十分危険な災害が起こり得る。各自治体は、より早く災害情報を入手できるため、自治体一律の判断も必要と指摘し、休校となる気象情報の目安をあらかじめ家庭に示すなど、備えも重要だとしていると。

今言われたのは校長に対してこういう指示をするということですけども、できれば各家庭にも独自の判断、うちは仮に学校が開いたとしても休ませますと、そういう判断ができるように、ぜひ指導をお願いいたします。

次に、学校施設の充実、このことは委員会のほうで視察をいたしました。給食センターです。当然、学校教育課長もあの席におられたので、御存じだと思います。3年ほど前から要望は出しておりますということでした。以前もそうでした。以前は給食室のことで筑南小学校のことを聞きましたけど、とにかく3年、現場で仕事をする人にとっては非常に長いわけですよ。それは予算的なものもあるかもしれませんが、どういう要望が出てあるのか確認されましたか、いかがですか。

○学校教育課長（栗山哲也君）

お答えいたします。

総務文教委員会の視察の後に給食センターのほうに確認を取りまして内容を確認しております。おっしゃったように、ボイラーの故障がそのとき委員会の中でされたかと思います。そちらにつきましては、ボイラー2基ございまして1基が調子が悪いと、故障まではしていませんけど、調子が悪いという状況にございました。1基を稼働すれば今現在の給

食の食数が550食ぐらいなんですけれども、1,500食を作れるぐらいの給食センターでございましたので、1基を使えば十分対応できるという状況にございました。したがって、1基については修理は遅れたんですけども、現在は取替えをしている状況にございます。そのほかには水栓が自動で反応しないだとか、施設の壁、内壁、内側の壁ですけど、そういったところが剥離しているようなところもございましたので、そういったところで細かいんですけど、異物混入とかそういったことはあってはなりませんので、そういった対応をお願いしたいということでございましたので、夏休みの期間にその辺についてはほぼあらかた補修修理を終えたところでございます。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

あそこで意見交換したときには3年ほど前からとボイラーのことを言われました。修理されたということは、それはよくなったということですか、いかがですか。確かに今の答弁では2つなくても1基だけで十分と。そういうことじゃなくて、やはり現場から要望が上がったときに3年というのが短いのか長いのか、現場としては長いと思いますよ、3年というのは。やっぱり予算的なものもあるでしょうけれども、速やかにやっぱりそういうことはしていくと。それならもう一度聞きます。修理は終わったわけですか、いかがですか。

○学校教育課長（栗山哲也君）

お答えします。

調子が悪かった1基について、そちらボイラー交換も全部取り替えていますので、新しい物に替わっています。修理が終わっているということになります。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

やっぱりああいふ総務文教委員会の視察のところでは言われると、それがやっぱり早いわけですね。3年間何もととは言いません。3年間要望して言いましたと言われました。たまさか委員会で視察に行って意見が出た。そしたら修理したということでしょう。結果としてやっぱりやろうと思えばできるわけですね。いつも言いますが、学校側、指導される側、指導する側の学校教育課、あるいは教育委員会、なかなか意見が言えんわけですよ、失礼だけれども、そういう組織形態だろうと私は思っております。だから、このことを一般質問で聞きました。修理が終わっておれば結構です。今後もいろいろなが出てくるかと思えますけれども、それは予算的な措置、これは当然、市長部局だろうと思えますけれども、本当に必要とあれば教育長、あるいは教育部長がしっかり市長に申し上げられて、それでも予算がつかない場合は議員が質問をすると、そうすればいいんじゃないかと。教育長、ぜひ市長にお願いをしてくれませんか、それでできない場合はこういう場で一般質問をきちっと聞きます

ので、今後もよろしく願いいたします。

次に、農業・林業の活性化についてということで竹林面積2,521ヘクタールに対して放置竹林1,768ヘクタール、約70%となっております。この辺について担当課長どのように思われますか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

竹林面積2,520ヘクタールに対しまして約7割の竹林が放置竹林化しておるという現状を踏まえますと、これまで昭和55年、タケノコの生産を中心といたしまして、非常にタケノコの販売等でにぎわってきた産業ということで思っておりますけれども、こういった高齢化、過疎化、また、後継者不足によりまして、そういった管理されておった竹林が放置竹林化したことに対しましては、非常にその対応について今後どう検討していかなければならないかというところを非常に強く感じて現在取り組んでおるところでございます。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

日本農業新聞7月30日、これはずっと「現場からの農村学教室」ということで連載をされております。その中にバイオ炭で農産物のブランド化、持続可能な農村実現と。そして、新たな付加価値創造、要するに、バイオ炭によるJ-クレジット。世界中で恐らくカーボンニュートラル、そのことはたしか菅首相のときですかね、言われております。カーボンニュートラル、要するに、全世界がCO₂削減をしましょうと。ところが、簡単に企業はできないわけですよ。それじゃ山にある杉、ヒノキ、あるいは雑木でも結構でしょうけれども、これのCO₂吸収とバーター取引。バーター取引はあれですけども、クレジット。現実にこれが東証一部には乗っておるわけですね。八女市の場合、これだけの山林あって、確かに数十年前は山を持っておると私のじい様が言いよりました「山分限者どんじゃんの」って、ところが今、山を持っておって迷惑と言わっしゃるとですよ。だから、あれを本当にこのクレジット、八女市の山でこれだけのCO₂を吸収しますよと。だから、企業ときっちり契約をすると、そういうことについて検討等はなされておりますか、建設経済部長にお聞きします。

○建設経済部長（若杉信嘉君）

お答えいたします。

先ほど林業振興課長のほうから申しましたように、放置竹林というのはここ数十年なかなか放置竹林が増加して、それは市的にも大きな課題として捉えております。まず、竹材につきましては、数年前からやはりいろいろ研究等々を進めておりまして、今、特に市長答弁にもございましたように、立花バンブー株式会社では竹炭の製造がなされていると、そういっ

た部分での活用、あわせて、今年度からは福岡県のリサイクル総合研究事業センターの研究のほうで八女市と民間企業、それから大学等が連携をして共同研究を現在進めているところでもあります。その中で一番課題になっているのがやはり竹林に関しては伐採、搬出、この部分というのが非常に経費もかかるし労力もかかるということで昨年から立花バンブーの協力を得て、実際的に現状どれくらいの経費がかかってくるのかというのを調べまして、現在は立花バンブーと協力して伐採をする専門の方をつくっていかうと、伐採隊といいますか、そういうところで協議を進めているところでございます。

あわせて、杉、ヒノキ等の山林関係、これにつきましては、国の制度化がなされました森林経営管理制度を今後有効に使いながら、今以上に森林整備を進めていくというところ。あわせて、木材の活用、そこら辺りも取組を進めていくというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

次に、竹、笹サイレージについてお聞きします。

5年ほど前にお聞きしました都城にあります大和フロンティアという会社でございますけれども、そこが無償で伐採、搬出、粉碎を行い、飼料、あるいは肥料化と。これは2020年、九州農政局宮崎県拠点というところの資料を見ておりますけれども、無償をとということで2年ほど待たなきゃいけないと。その会社がどうも八女市のほうに竹林が立花でしようけれども、非常にあると、出てきたいと希望を持ってあるようにお聞きしました。何か前は一度見に行かれたと聞いていますけど、実際、部長が御存じかどうか分かりませんが、そこに行かれたとたしか5年前は聞いたと思いますけど、それは間違いじゃないでしょうか、いかがですか。

○建設経済部長（若杉信嘉君）

ちょっと記憶で行ったということでは答弁あたりをした記憶はございません。もちろん行っていませんので。ただ、その部分についての資料収集あたりはやった記憶があります。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

これは2020年ですけれども、この中に九州は特に竹林が多い地域、鹿児島県が全国1位、宮崎県は7位と、上位10県中5県は九州と書いてあります。確かに資料を頂きましたところ2年待たなきゃいけないと。要するに、無償だからですね。全国というか九州でしようけれども、かなり注文が出ている。やはりそういうところに一度ぐらい行かれてやっぱり情報交換されて、本当に八女市にそういう企業として加工所を持ってきたいという向こうにお気持ちがあるなら——このことについてはJAの組合長に私は申し上げております。あるところ

に工場があるけれども、これは貸せないかと。いや、それは借ってもらうならそげんいいこつはないですよ。だから、これは行政だけじゃなくてJ A、あるいは森林組合含めて三位一体とは言いませんけれども、本当にあの竹林が迷惑しているとは言いませんが、そう思われておる方からすれば、これは本当にやってみれば宝の山と私は思いますけれども、それについて松尾副市長いかがですか。

○副市長（松尾一秋君）

お答えいたします。

現在、バンブー工場で2,400トン収集して竹の利用をしていますけれども、管理竹林だけその利用をしているということですが、実際、私ども以前お話したかどうかあれですけど、先ほど答弁にありましたように、福岡県の補助金を活用してリサイクル研究所というところから補助金を頂いて今、市とある会社と大学と竹を使った新しいバイオエタノールというのが作れないかという研究をしているところです。そこで研究をしている会社が言う必要な竹の量というのはやっぱり7,000トン——今の3倍ほど、いわゆる管理竹林が30%しか管理していないんですけれども、管理していない部分も含めてしっかりと伐竹をしないと取れないような量が必要だという話をして今研究をしているところです。昨年協定を結びましたので、2年間の研究期間、それをもって新しい竹の利活用について今研究を進めているところです。ですから、議員おっしゃるとおり、八女の竹というのは非常にいろんな企業が注目をしている宝の山だと思っていますので、しっかりこれを利活用することについて行政として積極的に取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

竹林の関係については、そういう都城市にあるようですし、特許も取られて飼料もやっておられる。ぜひ行政としても視察に行かれて意見交換をしていただきたい、そう思います。

それと、農業関係、今まで何度か聞いております早生桐、このことについてお聞きしますけれども、これはデータ・マックスという会社が発行しております「インフォメーションバンクまちづくり」これに林業というところ書いてありますけれども、要するに、森林、これを利用するのに新たな技術の開発と普及が必須であり、森林経営の低コスト化も求められる状況となっていると。森林資源のCO₂吸収能力向上のため、杉、ヒノキに比べて成長が早く収益化しやすい早生樹（センダン）の樹種によって再造林すること。

センダンは大川家具工業会と森林組合がやっておりますけれども、私は何度も聞いております早生桐、市長にお聞きしましたが、なかなかいいお答えがいただけませんけれども、本当に山間部の農地、耕作放棄地になる、あるいは傾斜地にいろいろなものが来ると。やはりその前に本当にこの農地をどうかして利用したいという方はおられます。それで、提案です

けれども、センダンというのはもう森林組合もやっておりますので、できれば行政として早生桐、そういうもののモデル地区をこの八女市の中でやってみるようなお考えはありませんか、副市長お願いいたします。

○副市長（松尾一秋君）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、山間地、中山間地の荒廃農地をどうしていくかというのは大きな課題です。これまでややもすると私ども行政は、頑張る農家を応援しますという発想でお金も人力も出せる農家を支えてきたという部分があります。おっしゃるような荒廃農地というのはもうそこまでやれなくなった場所をどうするのかという問題でございますので、議員言われる早生桐というのはそんなに労力はかからずにできるという意味では非常に有力な荒廃農地対策ではないかと思っております。ただ、私どもは早生桐に限らず、例えば、山間地のこの標高とこの気候だったらどんな作物が合うのかということも含めて、早生桐に限らずあらゆる果樹だとか作物等を視野に入れながらどの作物であればできるのかという取組が必要だろうと思っております。おっしゃたようなモデル事業として取り組むというアイデアは非常に先ほど言ったように、頑張れ頑張れと言ってもなかなかいかない場所については市が積極的にモデル事業を取り組んでいくというのは十分検討すべきだろうと思っておりますので、先ほど議員おっしゃるような早生桐と限定はいたしませんけれども、しっかりとした荒廃農地対策というのは必要だろうと私も認識をしているところです。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

今回の水害で上陽町、特に上横山地区辺りがひどい状況になっております。確かにスケジュールを見ますと12月までに査定と、それから業者が決まる。そして、工事に入る。恐らく1年間は農業はできない。恐らく田んぼは1年間は使えない。そうしたときに本当にその後1年たったときに田んぼを作ってみようかとか、あるいは畑を作ってみようかと、そういう農家の方が残ってもらえればこれにこしたことはありませんけれども、私の耳にも入ってきました。やっとなんか踏ん切りがついたと、やめる踏ん切りが。それに対して頑張ってくださいとなかなか言えんわけですよ。ならばそこが要するに逆に戻ったときに、まあ恐らく原状復帰でしょうけれども、戻ったときにそういうやっぱり早生桐とか、あるいはセンダンでも結構でしょうけれども、センダンというのはちゃんと冊子に載っておりますので、もうやっております。大川家具工業会と森林組合は提携しております。ただ、早生桐というのはまだ恐らくよそでは——久山町がやっているそうです。これはCO₂をどれだけ吸収するか、ソフトバンクと一緒にやっておるそうです。やはりこれだけ山間部がある八女市において、ぜひ最初にそういうとに手をつけるとは言いませんけれども、やってみて、何でも二番煎じ

によそがいいからやってみようじゃ困るわけですよ。わあ、八女市はこういうことをしよるげなど、えらいよかことしよるないということが福岡県なりの他の市町村になるようにやってもらいたいと思いますけれども、市長この件についていかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

大変重要な課題への御意見だと思っております。実は先日、星野村に私も参りまして、行政区の皆さん方から様々な意見を聞かせていただいて、今耕作放棄地——議員も御承知だと思いますが、太陽光パネルの問題が非常に星野村にもございまして、これは農振地の関係で簡単にはできないわけでございますけれども、もう耕作ができないという農家が十四、五件ございます。そういう地域が何か所かあるわけですね。それで、1か所の話を書きますと、その中で40代、50代の方は4人しかいない。あとはみんな60の後半、70の方々に、もう耕作はできないという、災害に遭わなくても現時点でできないと、どうしたらいいのかというのが実は生産者の皆さん方の悩みで、これはどうするのかということをお大変心配しておられましたし、また、これは星野村だけではなくて各地でこのような現象が起きているんじゃないかと思っておるところでございます。

今、竹の話も出ました。これからどう活用していくかというのは私どもも国や県、そしてまた、研究団体と研究を今しているところでございます。立花町の加工センターにおきましても非常に効率が悪くなっていると。なぜかという、運搬する距離が非常に遠い地域がたくさんあります。この運搬費が非常に今御承知のようにガソリンも高騰しておりますし、この経費が随分大きい。じゃ、どこか中間点に、それを皆さん方が集積する工場まで持っていくかなくていいようなそういうシステムができないかということをお考えてもいるところでございます。

したがって、議員おっしゃるように、今早生桐のお話ございました。大変関心を持っていらっしゃると思いますが、まず、将来どういう消費を起こすことができるのか、それもある程度の見通しが見えてこないとなかなか行政として取り組むということが非常に難しい面もあるんじゃないかと。ただ、試験的にやってみるということはあるんですが、しかしながら、5年はかかるわけで、成木になるまで5年かかります。だから、そういう問題もございまして様々な課題があろうかと思っております。これからいかにしてこの竹林、そして、耕作放棄地の問題を解決に向けて進めていくかというのは極めて八女市にとりましては、議員おっしゃるように、重大な課題でありますし、この影響というのはまた全市に影響する可能性もございまして、しっかりとこれから取り組んでいかなきゃならないと思っております。早生桐の問題につきましては、もう少し時間をいただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○14番（牛島孝之君）

時間を時間と言われますけれども、やはり行政というのは確かに慎重にすることも大事ですけれども、まず最初にやってみようというリーダーシップを取ってやるのが私は今の行政ではないかと思っております。提案ですけれども、ぜひモデル地区としてやっぱりやってほしいと、それだけを提案いたします。今はもう行政として待つ時間じゃなくやってみようと、失敗はあるかもしれませんが、やはりやるのが大事ですよ。待っている間にだんだん一年一年相手方は当然でしょうけれども、年を取られます。そういうことで待ってくださいと、また12月議会でも同じような質問をいたします。

林業振興課長にお聞きしますけれども、この資料の中に福岡市城南区の健康住宅株式会社、2017年前後から福岡県八女市の森林組合と連携し、木材調達を行ってきたと。たしか久留米市にもあったと思いますけれども。その縁で2022年8月にはコロナ感染対策を施しながら八女市の森林を見学するバスツアーを開催し、参加者に大変な好評を得たという。子どもたちに森林や木材が活着していることを知ってほしかったため始めたものだが、とても喜んでくれた。その様子から保護者の方々を含め環境意識が高まっていることを実感できた。今後、県産材の活用がより多くのお客様に受け入れられるようになるのではないかと畑中社長は話したと。このツアー、こういうとがあったのは御存じですか、まずお聞きします。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

本件につきましては、八女地域材サプライチェーンマネジメント推進協議会というところが行っておりまして、この事務局につきましては、福岡県木造住宅協会というのが主催しておるところでございます。その中で川上であります八女市、福岡県八女森林組合、川中でありまして製材所等ですね、川下であります先ほど言われました、健康住宅株式会社様の中でそういった協議会を立ち上げて研究、情報共有をしておるところでございます。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

こういういろいろなことがやっぱり林業についてもやっておられますので、ぜひ行政としてもそういうのをバックアップといいますか、一緒になって林業活性化のために頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、公立八女総合病院についてお聞きします。

2023年8月2日、公立八女総合病院企業団のほうよりお見えになりまして病院機能再整備基本計画における基本方針ということで説明を受けました。

そこで、お聞きしますけれども、この基本方針、市長はどのくらいまでこの内容については御存じでしょうか、お聞きします。

○市長（三田村統之君）

計画の結果を聞いたばかりでございまして、具体的な内容にはまだ私自身十分拝見していない部分がございますが、基本的にはこの計画については現在のところまだ私としてはいいとか悪いとか、そういう発言は差し控えたいと思います。

○14番（牛島孝之君）

これは策定委員会からの答申だろうと思いますけれども、策定委員会のメンバーとして出ているのは松崎副市長だろうと思いますけれども、これは8月2日の日にわざわざ見えて基本方針、説明受けたわけですよ。市長はまだよく見ていないと言われますけれども、このことは市長に報告する必要はないとですか、これは方針というか出ているわけですよ。そこにきはいかがですか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

8月2日のその時点の部分については、まだ検討委員会の議論の途中でございます。その時点での経過報告として全協のところで説明された、その分については執行部、こっち側も聞いておると。ただ、市長がおっしゃっておるのは、また結論が出てその答申を受けて病院企業団が病院企業団の判断と出された答えがまだ出ていないと、そういう意味で、まだそれは途中経過であると、そういう趣旨で市長の発言はあったものと理解しております。

○14番（牛島孝之君）

じゃ、いいです。説明を受けておる基本方針、ちゃんと持ってみえていましたので。この中の総事業費の積算、この中に他の新病院整備の事例では、右下図のとおり度重なる入札不調、計3回で決着が発生し、当初見込みよりも51%増加。約151億円増した予定価格でようやく決着した事例があると。大阪の伊丹市病院です。それは見られたでしょう。見ていないというのは言わせませんよ。この中に小さな文字で3、次回入札に向けた概算工事費の見直し及び財源の確保について、この2で、今後の物価上昇への対応について約40億円、今後の工期約5年間で工事費が約40億円増の可能性ありと書いてあります。これを見れば、あそこで聞きましたけれども、以前は企業長は150億円というアバウトな数字でしょうけれども、言われました。これはもう51%アップと牽制球を投げてあるわけですよ。それは何%アップ分かりません。だけでも、2として今後の物価上昇への対応について小さな文字で書いてあります。これについては策定委員でしょう。どのように思われますか。

○副市長（松崎賢明君）

私、策定委員で参加させていただいているのは間違いないところです。ただ、その途中経過をこういった議場で話せる状態にはまだないということです。そこにお持ちの資料はたしか伊丹市の令和4年から動き始めたところの資料だと思います。それが今度のこの議会でも新庁舎の分のスライド条項の部分で御提案させていって、その分で増えてきておるとい

うのは間違いのない事実なので、それをいかにして抑えていかに低コストでいけるかというのを今しっかり議論されてあるところで、その途中経過をここで今お話しするというのはまだ企業団の結論が出ておりませんので、あくまで委員側は答申の基をつくるだけの話です。そこは最終的に企業団が判断されて企業団が改めて執行部にも議会のほうにも説明があるものと認識しておるところです。

○14番（牛島孝之君）

それはそれで結構です。じゃ、公立八女総合病院、病院機構の機能再整備スケジュール、イメージです。2023年度、令和5年です。11月に再整備申請、ケツはどこかといいますと、2027年度、令和9年度までに竣工と。これもあくまでもスケジュールは決まっておらんわけですか、企業団議会が決めるわけですか、ちゃんとこれを持ってきて説明してあるわけですよ。それについてはどう思われますか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えします。

繰り返しになりますけれども、それは委員会の案として出して、それを企業団が最終的に判断される。その判断は当然、病院企業団議会の上で議論をなされた上で決定されるものと考えております。その企業団議会のある上で途中経過を私がここで発言するのは適切ではないと思いますので、その点は御理解いただきたいと思います。

○14番（牛島孝之君）

市町負担金の流れについてということで、それも資料も頂いております。最初は病院事業債通常分、元利償還金合計の25%が普通交付税措置されると。次に、新しいものは2つ書いてあるわけですね。病院事業債通常分、元利償還金合計の25%が普通交付税措置される事業割。その次に、星マークで2つ、その下の星マークですけれども、病院事業債特別分、元利償還金合計の40%が普通交付税措置される。これはもう庁舎問題のときと、まるっきり一緒やないですか。庁舎問題ときも当初25%、ところがいつまでに建てれば40%と。ところが、あのときはそのいつまでがなくなったわけですよ。当然御存じでしょうけれども、ここまで建てなきゃ出せないよと言っていたのが総務省が1月22日、総務省通達が出ました。私の孫の誕生日です。だから、この日にちは覚えておるんですよ。ところが、それが市長まで行っていなかったと、職員が気づいたのが3月だったと、1月22日にあれだけ大事なことが総務省から来ておるわけですよ。それを職員が気づいたのは3月。ところが、市長には上がっていなかったと、こういう行政についてどう思われますか、副市長。以前のことでしょけれども、これじゃいかんでしょうもん。風通しのいい行政に必要なものは必ず市長まで上げると、そういう行政でなからんといかんとやなか、それについてはどう思われますか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えします。

何か病院の再整備とちょっと違う質問が上がっておりますので、戸惑っておりますけれども、確かに新庁舎のときの経緯については私も関わっておりまして、それに対しては私も事務責任はあったらと思うしております。組織内での情報共有がうまくいっていなかった部分については、改めてまたここでおわびいたします。

○14番（牛島孝之君）

公立八女総合病院については3月議会でも聞いております。そのときの市長の答弁に「病院機能再整備基本計画策定委員会が設置されております。委員として久留米大学、そして構成自治体である八女市と広川町も入り、その中で検討がなされているところであり、筑後市との協議はなされておられません」という答弁をいただいております。その後、広川町並びに筑後市、あるいは久留米医大も含めてでしょうか、お話しはされたでしょうか、いかがでしょうか、市長にお聞きします。

○市長（三田村統之君）

今、松崎副市長からも申し上げておりますように、この内容について構成団体のことについて現在どうしているという発言をするのは控えさせていただきたいと。しかしながら、いずれ筑後市とも協議をしなければならない。それは久留米大学の考え方でもございます。希望でもございます。したがって、表面で私がこの公立八女総合病院企業団の問題について、あまり先走ってお話をするというのは大変申し訳ありませんが、御理解をさせていただきたいと。何とか私としてはこれをまとめていくという気持ちには変わりませんし、私の立場で全力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

広川町との件につきましては、先日、町長お替わりになりましたので、氷室町長とこの件については構成団体としてお話をしているところでございまして、筑後市の問題は構成団体が合意していないのに他の市町村に持っていくわけにはいきません。まず広川町としっかりした議論をしてもらって、そして、その議論の結果一緒にやろうという、基本方針に沿ってやろうという気持ちにお互いがなって初めて他の市町村に話ができるわけでございますので、それを飛び越えて私が動くとか、筑後市長に会うとか、そういうことはできません。しかしながら、先ほど申し上げたように、この件については極めて将来の八女市にとって重要な課題でありますから、現在の立場でできることは精いっぱいやらさせていただきたいと考えております。

○14番（牛島孝之君）

そもそも久留米病院がどのような構想を持っていたのか、当然、当時は公立八女総合病院と筑後市立病院、一緒にならないと医師の派遣ができないよという話だったらと思います。それと、広川町においては、議会において民間移譲でもいいじゃないかという議決をしてお

ります。それならばやっぱり大事な話は別に陰でこそこそやなくて堂々と広川町との間でどうしようかと、あるいは筑後市との間でもこういう医師が派遣できないというようなことを久留米医大が言ってきておると、それならばやっぱり意思の疎通、情報交換、私はすべきだったのではないかと思います。もうそれは答弁は要りません。

やはり本当にこの医療守るためにそれは必要でしょう。必要だけでも市民に説明は恐らく今の状態ではなされないだろうし、副市長が言われたように、まだこれはあくまでも議論の段階ですとはっきりはしておりませんと。ところがもう11月には申請ということを書いております。恐らくこうなると市民に対する説明会もないでしょう。恐らく単なる報告事項。これだけ市民が本当に公立八女総合病院についても関心を持っておられるのに説明もない。もうゴーサイン出して造りますよと。果たしてこれで行政、聞いても恐らく向こうは特別地方公共団体ですから向こうで聞いてくださいとしか言われませんかしょうけれども、果たしてそれでいいのか。市長というのは構成団体の一長ですよ、広川町と八女市の。そこがつくっておる企業団、任命権と解任権しかない、私はそうは思いません。解任権がある以上、その財政事情、当然知っておかにかんたろうし、あるいは企業長を呼んで、そこに広川町長、筑後市長、久留米医大含めて3者会談、あるいは5者会談をして、本当に情報共有をしていかないと、これで決定じゃないと言われるけれども、もうスケジュールは出してきておるわけですよ。これで決定じゃないならいいです、何年遅れるか知りませんが。恐らくこれは決定事項ですよ。あれだけ8月2日に説明に見えたということは11月出すわけでしょう。それはそれでいいです。ただ、市民に対する説明が何もないわけですよ。市民も不安持っていますよ。それは残ってもらわにかんたると。公立八女総合病院はなくちにかんたという方もおられます。中にはというと失礼、実際おられます。ところが、それが財政事情、それを言ったときにそれは大丈夫かいとみんな思うわけですよ。答弁は要りません。

答えられるかどうか分かりませんが、健康福祉部長に聞きますが、分かるようでしたら公立八女総合病院、令和3年度から遡って5年間、赤字黒字、あるいは赤字の額、書面ではいっていませんけれども、一応口頭で言うておりました。出せないなら出せないで結構です。答弁だけお願いします。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

公立八女総合病院より毎年決算書を御報告いただいております。その中の純損失というところの項目の数字をお答えさせていただきます。

平成29年度が328,256,630円、平成30年度が442,114,656円、令和元年度が445,874,762円、令和2年度が527,960,994円、令和3年度が47,304,160円でございます。

○14番（牛島孝之君）

数字はいただきました。これは赤字ということで確認しますが、よろしいですか。数字だけでは分かりません。マイナスかどうかだけ教えてください。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えします。

これは純損失という形の数字でございます。

○14番（牛島孝之君）

純損失ということで赤字だろう、なかなか言いにくそうでしたけれども、普通の言葉で言います。赤字ですね。だから、この赤字額、これが本当に黒字になる、あるいはならなきゃいけない、その努力はしてあるだろうと思いますけれども、本当にこの内情を説明した上で必要かどうかを本来市民に問わなきゃいけない。ところが、向こうは特別議会ということで私は参考人と呼ばれないかということで何度かお伺いしたけれども、参考人招致はできません。要するに、向こうには議会があるから向こうの議会で聞いてくださいということがありました。今まで申し上げてまいりましたけれども、確かに元は民生病院、それが公立八女総合病院と名称変わりました、確かに地域医療の拠点としてやっておられると思います。ただ、この赤字額をそのまま残すような、あるいはどのくらい八女市民に借金が残るのか、まあ計算すれば分かるでしょうけれども、そこら辺をきっちりしてやっぱり市民にどうかして説明をしないと、何か建て替わるげなのうと言われても、私としては、いや、分かりませんよとしか言えません。要するに、本当に必要な病院、市民が本当に必要だと思うような病院なら残してもいいと思います。ただ、今の状態で果たしてどうなのかは市民に問うべきだろうと私は思っておりますけれども、その時間は恐らくないでしょうと思いますので、まあどうしようもありませんので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

14番牛島孝之議員の質問を終わります。

14時50分まで休憩します。

午後 2 時40分 休憩

午後 2 時50分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

19番森茂生議員の質問を許します。

○19番（森 茂生君）

19番、日本共産党の森茂生でございます。最後まで御清聴よろしく申し上げます。

まず、第1番目に、インボイス制度について質問を行います。

2023年10月から消費税のインボイス制度が始まります。日本商工会議所をはじめ全国中小企業団体中央会、中小企業家同友会など、数多くの団体から中止や延期すべきという声が出されております。

そこで伺います。

まず第1番目に、インボイスで苦境に立たされる事業者の実態をどう把握されているのか。

2番目に、インボイス制度の市民への対応はどうなっているのか。

3番目に、シルバー人材センターへの影響とその対応は。

4番目に、インボイス制度導入の中止もしくは延期、再検討を求めるべきではないのか。

第5番目に、インボイス制度についての公正取引委員会の見解がどうなっているのか、お伺いします。

大きな2番目に、電子帳簿保存法についてお伺いします。

インボイス制度と並行するように進められているのが電子帳簿保存法であります。来年1月より、一部の書類が電子データで保存が義務づけされると言われております。

1つ、改正電子帳簿保存法とはどのような法律なのか。

2番目に、電子帳簿保存法の周知は市民にできているのか。

大きな3番目に、マイナンバー制度、マイナンバーカードについてお伺いします。

マイナンバーカードをめぐるトラブルの報道が毎日のようにあっておりますけれども、1つ、マイナンバーカード普及率による地方交付税の財源配分は制度の趣旨をゆがめるのではないかと思います。八女市の見解をお伺いします。

2番目に、マイナンバーカード、マイナ保険証などをめぐるトラブルが相次いで報道されております。八女市でのトラブル事案やもろもろの不具合は起きているのか、お伺いをいたします。

詳細につきましては、発言席より質問を行います。簡潔明瞭な答弁をよろしく願いいたします。

○市長（三田村統之君）

19番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、インボイス制度についてでございます。

インボイスで苦境に立たされる事業者の実態をどう把握しているのかというお尋ねでございます。

インボイス制度につきまして、市に対し商工事業者より相談等はお受けしておりませんが、八女商工会議所及び八女市商工会において、説明会や経営相談、個別訪問等が行われ、その中で様々な相談等があると伺っております。

市といたしましても、本制度について円滑に実施されますよう関係団体等と連携し、商工

事業者の皆様への周知等に協力してまいりたいと存じます。

次に、地方自治体としてインボイス制度の市民への対応はどうなっているのかという御質問でございます。

本市の対応としましては、税務署からの依頼を受け、インボイス制度の説明会の案内や、窓口にチラシを設置するなど、連携して広報周知に努めております。

次に、シルバー人材センターへの影響とその対応はという御質問でございます。

八女広域シルバー人材センターにおいても、インボイス制度の開始により、会員への配分金から消費税相当分を差し引いて支払うことになるため、会員の受取額は減少することが見込まれます。

八女広域シルバー人材センターでは、会員の皆様に広報紙等で制度の周知が行われている状況です。

市といたしましては、高齢者の地域貢献や生きがいがづくりにおいて、重要な組織でありますので、引き続き活動に協力していきたいと考えております。

次に、インボイス制度導入の中止もしくは延期、再検討を求めるべきではというお尋ねでございます。

インボイス制度については、各業界から延期等の申入れがなされているようですが、本市としては国の動向を注視し、制度の適正な運用に努めていきたいと考えております。

次に、公正取引委員会のインボイス制度に対する見解はという御質問でございます。

インボイス制度は、取引への影響に配慮して経過措置が設けられておりますが、発注元が取引先に対し優越的地位の濫用につながる独占禁止法違反のおそれがあるとして、公正取引委員会は発注元に対し注意喚起を行っており、今後も違反行為の疑いがある場合には、迅速かつ厳正に対応していくとの見解が示されております。

次に、電子帳簿保存法についてでございます。

改正電子帳簿保存法とはどのような法なのかという御質問でございます。

電子帳簿保存法とは、主に国税の納税者の書類保存の負担軽減を目的に、関係帳簿書類について一定の要件を満たした場合に、電子データによる保存を可能とし、電子取引情報の保存義務を定めたものでございます。

次に、保存法の周知はできているのかという御質問でございます。

電子帳簿保存法は、所得税や法人税等といった国税に関するものでございますので、本市では特に周知等は行っておりませんが、税務署等からの要望があれば連携して周知を行っていきたいと考えております。

次に、マイナンバー制度、マイナンバーカード、マイナポイントについての御質問でございます。

マイナンバーカード普及率による地方交付税の財源配分は制度の趣旨をゆがめるものでは、八女市の見解はというお尋ねでございます。

地方交付税とは、地方交付税法に基づき、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む人にも一定の行政サービスが提供できるよう財源が保障されるものです。

マイナンバーカードの普及率による交付税の配分につきましては、地域デジタル社会推進費の加算措置配分額が保有枚数率に応じて算定されるものでございます。その上で、特に保有枚数率の高い市町村には割り増しするという仕組みとなっております。

普通交付税は、他の算定費目においても、各市町村ごとの状況に応じて調整されることとなっておりますので、今回のマイナンバーカードの普及率による交付税の配分につきましても、その制度の一つと捉えているところでございます。

マイナンバーカード、マイナ保険証等をめぐるトラブルが相次いでいるが、八女市でのトラブル事案やもろもろの不具合等は起きているのかという御質問でございます。

本市では、マイナンバーカード、マイナ保険証等に関するトラブル事案や不具合等は発生をいたしておりません。

以上、御答弁申し上げます。

○19番（森 茂生君）

まず最初に、インボイス制度についてお伺いをいたします。

これは御承知のとおり、いろんな意見や反対を求める声が相次いでおります。日本には9つの政党がありますけれども、その中で8党がいろいろ意見を言っているようです。そして、そのうち5つの政党が反対ということで表明しております。そして、日本商工会議所、中小企業家同友会、中小企業団体中央会、これもなかなか、今までこういう国に対して意見を述べるような団体ではありませんでしたけれども、今回に限ってはこういうところまで意見を言うような事態になっております。

また、音楽業界の4団体、アニメ、声優、漫画業界、脚本家、シナリオ作家協会など6団体がインボイス制度に反対を表明しております。

また、全国青色申告会総連合、会員がおよそ109万人いらっしゃるようですけれども、この団体もいろいろ意見を述べ、中止、もしくは延期を求めているということで、実にいろんな団体がこれに対しては声を上げているのが実情かと思えます。

そういう中で、八女市の業者さん、市民は、このインボイスに対して、現実的に、実態です、それはどうつかんでいらっしゃるのか。農協とか直売所とか、いろんな対応に追われていらっしゃるようです。農協なんかも。そういう中で、このインボイス制度、八女市ではどういう現状かをお伺いします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

八女市のほうには、市長答弁にもありましたとおり、直接事業者の方から御相談というのは承ったことはございません。ただ、商工会議所、商工会では会員さんを中心にしながら、特に今年確定申告の時期にこういう制度が始まるということを事業者の方が不安に思われて、申告の際に御相談をされたりとか、それ以後、今回始まるに当たって、例えば、帳簿のつけ方、請求書の出し方、見積書のつけ方、そういった部分の御相談があつておるといふ部分と、もう一つは、やっぱりこれまでになかった税を納めなくちゃいけないというところに対する不安というのはあられると伺っています。

ただ、そういう相談につきましては、どうしても商工会議所とか商工会、そういった窓口で御相談されている状況でございます。

○19番（森 茂生君）

これも所得税に関してですけれども、当然、市民税にも影響してくるかと思えます。連動しているわけですので。ですから、八女市も無関係というわけでは決してないわけでありませぬ。

資料を頂いておりますけれども、営業収入がある方が2,375人、農業が2,141人、不動産収入がある方が1,425人、延べ5,941人という資料を頂いております。この人たちが全て影響してくるかどうか、それは分かりませぬけれども、おおむねこういう人たちが関係してくるのかなと思っております。10,000千円以上の人も当然いらっしゃいますので、ただ参考のためにこれぐらいの人数の方がいらっしゃるということだろうと思っておりますけれども、この中に、俗に言うフリーランスというのが、かなり建設業を中心に多いと聞いてはおりますけれども、これは分かりますか、フリーランスの方が大体どれくらいおられるというのは。お尋ねします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

今回、資料で出させていただいているのは収入額が10,000千円以下ということで出しておりました、実際インボイス、消費税に関する算定になるのは課税所得ということで、課税収入として見られますので、実際フリーランスとか、そういった業種で別にうちのほうも把握してはおりませぬので、数としては分からない状況でございます。

○19番（森 茂生君）

市民税ですので、所得税とはきちっと一致しないというのもありませぬけれども、変わったところで日本税理士連合会というのが、およそ7万9,000人いらっしゃるようです。税理士さんたちの集まりですけれども、この人たちも非常に声を上げて、凍結という声を上げていらっしゃいます。特に、その中でも東京税理士会は明確に反対という声明を出されておられます。

今回、税理士さんたちがこれほどまで——ユーチューブとか、いろんなあたりで税理士さんがかなり出て、このインボイスに関しては発言をされております。なぜかというのは私もよく理解が正直言ってできなかつたんですけども、ある税理士さんがこういうことを言っていました。輸出取引は税率ゼロだから、消費税はゼロになる。その一方、国内で仕入れた商品については消費税額が仕入税額の10%分発生している。そのために輸出取引については事業者が納める消費税額がマイナスとなり確定することで仕入れにかかった消費税が戻ってくることになりましてということを発言されております。早い話、輸出企業には消費税が還付されていると発言をされております。どういう意味か、正直言って分からなかつたんですけども、また違ったある税理士さんはこのからくりといいましょうか、これを1947年、関税及び貿易に関する一般協定、いわゆるG A T T協定、これは国際条約ですけども、これに関係がある。その以前は戦後復興のためにどんどん輸出補助金を企業に出して、外貨を稼ぐためにどんどん輸出企業を応援していた。ところが、このG A T T協定によって、そういうことは止めましょうという国際条約ができた。もう自由競争でお任せして、国が関係するのは止めましょうと。それはそれでよかつたんでしょうけれども、今度フランスがこういうことをやり始めた。付加価値税というのを作って、これはほとんど消費税と一緒になんですけれども、さっき言った同じ理屈で輸出企業には消費税を還付する。早い話が、これはG A T T以前の輸出補助金なんだということで皆さん報道してあります。ですから、日本の場合も還付されておりますけれども、これは消費税の還付ではなく、G A T T協定前の輸出補助金に当たると税理士さんたちは盛んに言われております。

どれくらい還付されているのかという、これも税理士さんたちが、ずっと今まで報道をされておりますけれども、2018年度、大きい順に言いますと、トヨタ自動車が3,685億円、日産自動車が1,587億円、本田技研が1,565億円、マツダが790億円、日本製鉄が750億円、ずらっと並びますけれども、大きいのはこれぐらいです。これが、いわゆる消費税還付額です。半端な数字じゃないわけです。これはいわゆる昔の輸出の補助金なんだということで税理士さんが言われて、ああ、そういうことかと大体分かつたんです。

その裏づけとして、ちょっと私も確認しましたが、2020年度の資料ですけども、名古屋国税局、その豊田税務署の法人所得税の還付額が3,688億円、はしたは抜きますけれども。そして、豊田税務署は3,155億円の赤字になっているんですよ、税務署が。これはトヨタに3,685億円還付しているからです。これはどこの税務署も一応見ましたけれども、日産自動車は横浜税務署、横浜税務署も赤字なんです。こういうことがあるので、税理士さんたちが大企業の輸出企業は優遇しておるのに、今度の所得が10,000千円以下の庶民や中小企業には、こういう仕打ちといいましょうか、零細企業に対して税金を取る。だから、とても税理士、専門家としてこれは黙ってられないというのがどうも本音のようです。やっぱりそういう

ところを見ますと、いかに不公平なのがこの消費税かというのをようやく私も理解したわけ
です。ですから、やっぱりこういうことをきちっと国民に知らせて、これは国の政治姿勢の
問題でここで言っても始まりませんが、そういうのが裏にあるから、税理士さんたち
がこれほどまでも多く声を上げていらっしゃるということをぜひ私は理解していただきたい
と思って、ちょっとややこしい話になりましたけれども、こういうのを申し上げているわけ
です。

2番目ですけれども、市民へのインボイス制度の周知というのは、市としてどうされてい
るのか、お伺いします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

市長の答弁にもありましたように、基本的に周知というのは税務署のほうから依頼があり
まして、昨年度くらいから広報のほうでも何回か周知をさせていただいている状況ござい
ます。

○19番（森 茂生君）

恐らく農協でも、あるいは直売所、ああいうところで今盛んにこういうのがありますので、
ぜひ学習会に参加してくださいというのがあっております。いろんなところで今盛んにこの
インボイスの勉強会が行われておりますけれども、ぽつんとしておる農家の方、商工会とか
商工会議所に加盟してあるところは恐らく周知が行われていると思います。ところが、ぽつ
んと一人いらっしゃるところはほとんどまだ意味が分からずに、そして、直売所に出すとい
うことになれば、そこでまた、ああ、何かいろんな制度があるばいなというぐらいのことだ
ろうと思います。やっぱりそういうところで、今はまだ段階です。しかし、もうすぐ来月か
ら始まりますので、今から恐らくいろんな問題が吹き出してくると私は思っております。今か
らの問題だろうと思います。まだ全く、ほとんど今までどおりです。

今度は、来年の申告が当然始まりますけれども、市税としてはインボイスというのはどう
関係してくると認識されておりますか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

インボイス制度については、消費税の関係ですので、国税ですので、直接的に市税には関
係ないんですけれども、消費税については地方消費税ということで、県とか地方自治体に交
付金として入ってくる分がございまして、当然、関係はあると思っております。

○19番（森 茂生君）

確かに所得税と、あるいは住民税に直接関係はないんですけれども、私はいろんな問題が
恐らく出てくると思います。ぜひ丁寧な説明をするような準備は、私はしておくべきだろう

と思います。さっき言われましたように、一部は地方消費税で入ってくるわけですので、その点よろしくをお願いします。

それで、なかなか今からということ、今からの問題ですけれども、1つ、これもはっきり騒がれているのがシルバー人材センターの問題です。これは、はっきりいろんなところで、いろんな話が出ておりますけれども、八女のシルバー人材センター、当然ありますけれども、どういう対応をされているのか、どういう影響が出るのか。例えば、インボイスの前と後、導入の前と後はどれくらい消費税が変わってくるのか、そういうのがもし試算をされているのでしたら、お伺いをいたします。

○介護長寿課長（樋口久美子君）

お答えいたします。

シルバー人材センターは、広川町と八女市と広域で実施をしておりますけれども、今回、インボイス制度が導入されたことによりまして、消費税が前と後の試算というのは、こちらのほうでは伺ってはおりません。

ただ、消費税相当分を差し引いて配分金から取り分が減少するという見通しは実際分かっておりますので、広域のシルバー人材センターのほうでも会員様に以前から説明をされておりました、広報等とか総会でも会員の方に御説明をされている状況でございます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

時間がなかったので、私もシルバー人材センターにちょっと行けなかったんですけども、これは国会の答弁ですが、厚生労働委員会で、シルバー人材センターにどれくらい消費税負担があるのか、今度、負担が増えるということであれば、2,000億円と政府側が答弁しています。これは国会ですけれども。それで、1シルバー人材センター当たり平均で15,000千円増えるという試算をしております。これは鹿児島で3,300人の会員がおられるようですけども、今までは148千円でよかったのが10,340千円になると試算をしております。八女市の場合も恐らくこういうことだろうと思います、単純にいけばですよ。これが実施されれば、相当な影響が出ると私は思っております。

しかし、緩和措置で2%ですかね、3年間は10%ではなく2%ということも言われておりますので、いきなり10%、何千万円負担とはならないのかなという気はします。しかし、それでも結局、それは緩和、先延ばしですので、いつかはその時が来るわけですから、このままいけばですね。今後どのようにして——若干緩和措置がありますので、ちょっと緩んでいるところもありますけれども、今後どうされるつもりなのか、何かシルバー人材センターのほうから聞いておられますか。

○介護長寿課長（樋口久美子君）

お答えいたします。

現在、八女市では高齢者の生きがづくりや地域貢献、健康づくり等を目的に、シルバー人材センターへ補助金を行っております。補助額につきましては、国の補助金以上の交付を行っております。全国共通の見直しでございますので、新たに支援を予定はしておりませんが、引き続き、高齢者の生きがづくり等におきまして、今後とも、重要な組織として協力していきたいと考えております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

八女市から幾ら補助されておりますか。

○介護長寿課長（樋口久美子君）

お答えいたします。

八女市と広川町ございますけれども、現在、八女市が令和5年度19,918千円を補助しております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

約19,000千円を補助しているということですが、今度2%といえども、かなりの負担が増えるだろうと思いますが、今のところ、これを増やす予定はありますか、ありませんか。

○介護長寿課長（樋口久美子君）

お答えいたします。

今、国から補助がございますのが15,988千円ございまして、それよりも多く、今のところ交付をしておりますので、増額する予定はございません。

以上です。

○19番（森 茂生君）

あんまりはっきり増額する予定はありまないと蹴られるとあれなんですけれども、やっぱり少しは私は考えるべきだろうと思います。

実は私、電話でいろんなところ、シルバー人材センターの方と話したんですけども、実は総務省はこのインボイスによって、シルバー人材センターがこのような影響を受けるというのはどうも想像していなかったみたいですね、当初。それで、ちょっと慌てたというところもあるようです。そういうこともあり、どうも話を聞いてみると、いろんなホームページなんかで丹念に読んでみますと、法改正が近々行われるという話も載っております。来年3月にフリーランス法か何かができる予定で、その中に何とか取り入れたいという、これはあくまで見込みで、はっきりしたことはありませんけれども、国のほうもどうも考えているみ

たいです。どういうことかという、契約を見直すそうです。今までのセンターと仕事を発注する側の2者契約ではなく、会員さんも入れた3者で契約するとか、包括的契約とかいろいろ言われております。不思議ですね、そういう契約を変えると消費税がかからなくなるそうです。不思議です。この消費税というのは何度あれしても不思議です。やり方を変えれば、かかるごとなったり、かからんごとなったり、中身はほとんど変わらんとに、こういうのが無数に出てくるので、いよいよ分からなくなってしまうんですよ。しかし、ともあれ、どうも先ほど言いますように、シルバー人材センターのほうは思った以上に負担が増えないというので、正直言って安心をしております。

それから、次の公正取引委員会の見解ですが、実は8月27日の西日本新聞で、これは葉たばこの関係ですけれども、日本たばこ産業が葉たばこ農家に一方的に取引価格の引下げを通告していたそうです。農家に対し課税業者にならなければ、消費税分相当を価格から引き下げると通告をしていたようです。それに対して公正取引委員会が待ったをかけて、それは独占禁法違反になるから、ちょっと止めたがいい、あるいは下請法にも何か場合によっては影響してくるようです。

こういうふうで、今いろんなところでそういう問題が起きております。これは葉たばこの例ですけれども、一方的に課税業者にならないと取引されんですよ、値段を下げますよ、これがもう、今いろんなところで起きているのが現状です。ですから、八女市としても、これはきちっと把握をしていただきたいと思います。

例えば、居酒屋さんに行くと、課税業者のところでない会社を経費として落とせないから、課税業者のところにはしか行くなとか、いろんな問題が恐らく起きてくるだろうと思います。ですから、ぜひこの影響を、これは八女市にとって大きな影響が出てくると思います。そういう、今の時点でどういうところに影響が出るのか、これは消費税だから関係ないじゃないんですよ。八女市にとって大きな影響が出てきますので、ぜひそういうところも日常的にアンテナを高くして情報収集をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃった葉たばこ農家の件は私も承知をしています。公正取引委員会が、たしか5月にそういったことが起きないように注意喚起をしておると思います。また、公正取引委員会の事務総長の会見にもあったんですけれども、一方的な価格の引下げにつながるように、しっかり確認をしていくという見解も出されております。こちらについてはうちのほうも税務署と連携してやっていますので、税務署等とも相談しながら、そういったのが把握できるかどうか分かりませんが、税務署と一緒に取組んでいきたいと考えております。

○19番（森 茂生君）

このたばこ産業みたいな全国的に一斉にやると目立つからですね。ところが、個々の農家とか、いろんな小さいところは分らんわけですよ、これが。そういう知識が納税者にもないものだから、黙って泣き寝入りするとかいうのが出てくると思うんですよ。そこはちゃんと対応すれば、やっぱりいかなのだということで、その会社のそういう知識をぜひ、一方的な値下げは駄目なんですよということを、公正取引委員会のいろんな文書に出ていますので、一方的な値下げ、あるいは必ず課税業者になってくれとか、そういう声をいっぱい聞きます。実際あるんですよ。そういうのはぜひ、こういう公正取引委員会の事案もあるということで、一方的なのは制度的に駄目ですよ、独禁法にかかりますよということを何らかの格好で周知していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

八女市においても、特に農産物直売所なんかに出されている方もかなりいらっしゃいますので、そちらの経営されているところとか、指定管理者とかもあると思えますので、そういったところにも周知、注意喚起を行っていきたいと考えております。

○19番（森 茂生君）

ぜひチラシなんかを新たに作って、公正取引委員会はこういう見解を出していますよというのはぜひ周知をしていただきたいと思えます。

それから、これは市町村には消費税、一般会計はかからないというのが一般的ですが、今度のインボイスによって一般会計もインボイス発行業者にならないと、取引相手にインボイスを発行できなくなるので、取引業者の方に影響が出るようになっていようようです。一般会計において、どのような影響が出てくるのか、お伺いします。

○会計管理者兼会計課長（下川真由美君）

お答えいたします。

八女市一般会計につきましては、昨年度に適格請求書発行事業者としての登録番号を取得し、10月1日の制度開始以降、取引相手からインボイスを求められた場合には、インボイスの交付ができるよう準備ができております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

準備ができているというのであればいいんですけども、それから今度は特別会計、下水道や水道事業、これは当然今までも消費税はかかっておりますので、当然インボイスも発行せざるを得ないわけですけども、1つ問題になるのが、今度、例えば、水道でも下水道でもいいんですけども、工事入札、それに関わる人たちに、例えば、さっきの話じゃないん

ですけれども、課税業者でないと入札に参加できませんよとは、まさか言っちゃいらっしやらないでしょう。確認します。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

いわゆる小規模業者の入札に関してでありますけれども、こちらについては総務省から通知が来ておりまして、そういった方々を排除することについては行わないようにということで通知が来ておりますので、入札から除外するようなことは考えておりません。

以上です。

○19番（森 茂生君）

そしたら、これは確認のためにお尋ねしたんですけれども、実は福島市がホームページで、市が発注する水道、あるいは下水道はインボイス制度の登録がない場合、駄目ですよというホームページを流したそうです。それから、わっと来て、今はもう消しているそうなんですけれども、自治体によっては、やっぱりそういう自治体もあるのかなと思ってびっくりしたんですけれども、その後、先ほど言われますように総務省よりそういうことはまかりならんですよという通知が来ているようです。

ですから、先ほどの公正取引委員会ではありませんけれども、自治体ですので、そういう業者も排除せずに、そして、公正な入札、それで、その後のことは別ですけれども、頭から入札に参加してはでけんですよということだけはしないでいただきたいということで、それはそれで排除しないということであれば、それでいいです。

もう一つ出てくるのが指定管理の施設、これはどのような対応を取っていらっしやいますか。

○会計管理者兼会計課長（下川真由美君）

お答えいたします。

指定管理者についてですが、昨年度、八女税務署に講師を派遣していただき、消費税の課税取引に係る各種料金を取り扱っている課の職員を対象に、インボイス制度説明会を実施しております。指定管理者に事業を委託している関係各課の職員も、その説明会に参加し、インボイス制度への対応については関係各課を通じて指定管理者にも周知しております。

なお、インボイスの交付を必要とする各指定管理者は、適格請求書発行事業者登録番号を取得、または申請中であり、10月1日からの制度開始に適切に対応できるよう準備が整っていると伺っております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

分かりました。一応確認のためにお伺いをしました。ちゃんとできているということで安

心をしました。

次の電子帳簿保存法についてお伺いします。

これ担当課はどなたか知りませんが、3つある中の1つは2024年1月、来年度より完全義務化という報道があります。もう電子保存でないと駄目ですよということです。しかし、これはほとんど知られておりません。インボイスのことで頭いっぱい、この電子保存法は一体何かということも言われております。どのような法律なのか、ちょっと簡単にお伺いをいたします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

電子帳簿保存法ということで略してありますけど、正式名称といたしましては、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律ということで非常に長い法律名であるんですけども、これもいわゆる国税関係の法律になります。

先ほど議員が言われたように、電子媒体で保存するのが義務化されるという法律でございます。この法律自体は平成10年に設立されているようです。それから何回か改正が行われて、近年の改正におかれましては、令和3年に電子媒体で取引先から来た場合は電子で保存しなければならないということで義務化がなされています。

ただ、いろんな税理士会からの反対とかもあって、2年間は猶予措置がされるということで、特別に電子で来ても、それをスキャナーで読み込んで電子媒体として扱っていいよとか、そういった取扱でもいいということになっております。

令和5年の改正になりますと、今度はまた猶予措置ということが出て、2年間で開始できなかったところについては特別に税務署が認める理由があれば、電子媒体で来たやつを紙の媒体で保存することも可能ということで、原則的には電子化で保存するのが義務化されていくと、そういった法律であると認識しております。

○19番（森 茂生君）

とても農家の方の70歳以上の方にこれを求めても、恐らくパソコンを使いきらない、使ってもとてもじゃないような話を、一方では、これは税務調査のためにつくった法律だと言われております。税務署が調べやすいようにつくった法律だと言われておりますけれども、あまりにも国民の意識とかけ離れたものを強制しよるから、結局は先送りせざるを得なくなったというのがどうも現状のようです。ついこの間です、それも。

ここに財務省の5年度税制改正大綱がありますけれども、この中で、相当の理由があると認め、かつ質問検査権に基づく何々の場合は、要件に関わらず、取りあえずよかですよということになったようです。要するに、ほとんど今までと一緒なんですよ。そいけん、きちっと保存はしておってください、パソコンの中に。いつでも取り出せるようにはしなければ

ばならないけれども、必ずしも義務化にはならないと折れてきているみたいです。

それで、これも先送りということで、直接的納税者の方に来年から大きな負担がかかるということでもないみたいです。ただ、それを完全に無視していいとはなっていませんので、これは誤解のないように言うておきますけれども、これも何とか大きな影響はなくなったというのが、それこそ税理士さんたちのいろんな意見です。

それで、3番目のマイナンバーについてお伺いします。

地方交付税の関係ですけれども、総務大臣が地方交付税上位3分の1、カード普及率の上位3分の1の市町村には交付税を多く配分しますと、一言で言うならそういうことだろうと思いますけれども、一体どうなっているのか、八女市はどういう影響があるのか、お伺いします。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

御質問のマイナンバーカード普及率による地方交付税の配分につきましては、これは令和5年度の国の地方財政計画というのがございまして、その考え方としましては、地域が抱える課題を、デジタル実装を通じた解決の取組を一層推進するという目的を果たすために、普通交付税の地域デジタル社会推進費という費目の中で、前年度の国の交付金額が2,000億円というところだったのを、令和5年度は500億円を増額して、全ての市町村において基準財政需要額を増額するように算定されるような仕組みとなっております、このことから、令和5年度のマイナンバーカードの普及率による交付税の配分につきましては、全ての市町村に対して追加配分される仕組みとなっております。

本市の普通交付税につきましても、提出させていただいている資料の交付金額の欄を見させていただきますと、令和5年度の普通交付税の基準財政需要額ということで記載をさせていただいております。こちらが23,000千円ちょっとになりますので、これにより試算をしてみますと、14,000千円ぐらいを前年度、令和4年度の交付税額に加算されて交付されるような仕組みとなっております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

ちょっと理解がよくできなかったんですけれども、影響はほとんどないと理解してよろしいのですか。

○財政課長（田中和己君）

今回は令和4年度の交付額よりも追加になっておりますので、我が市にとっても、全国的にも加算をされていますので、ほぼ影響はなかったものと捉えております。

先ほど議員申されたとおり、全国の市町村の上位3分の1の交付率を達成しているところ

につきましては、さらに配分を加算されるという仕組みになっておりますので、全国的に市町村にとってはマイナスにはなっていないと認識しております。

○19番（森 茂生君）

何が何でもマイナンバーカードを普及したいという表れの一つかと思えますけれども、これもいろんなところから地方交付税をゆがめるな、あるいは自治体からはカードの普及と交付金を結びつけるのは乱暴だとか、いろんな意見が実は出されております。しかし、さほど影響がなかったということであれば、次に行きます。

先ほどマイナンバーカード、マイナ保険証もろもろありますけれども、八女市ではトラブルはなかったという答弁のようでした。例えば、全国保険医団体連合会、ここでは医療現場でトラブルありが6割、大規模な調査をして。そのうち、6割のうちに資格があるのに資格無効、該当なしと出たのが62.2%、無保険扱い者、保険はあるのに無保険扱い者として10割負担が393件、他人とひもづけになったのが少なくとも49件あった。これは血液型を間違うと命に関わる問題だと保険医団体連合会は言っています。よその人とひもづけされておったということですので。

こういうふうで、これはしょっちゅういろんなトラブルが出てきますけれども、八女市は、例えば、病院でのこういうトラブルというのは把握できるのかできないのか、そこら辺のところをお尋ねします。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

全国的に別人の情報がひもづけられたというトラブルがニュース等で報道されているところがございますけれども、これが就職、転職、退職や扶養の範囲が変わった場合などは健康保険組合等の医療保険者、市町村国保と後期高齢者医療保険を除く——ですので、普通の被用者保険とかになるんですけれども——が、資格取得届とか、被扶養者届の資格の異動を行う際に、別の方の情報を資格情報として誤って登録する事案が発生しているということです。これは手作業で行っておられますので、誤りが発生しているということです。

八女市を含む市町村の国民健康保険ですとか、後期高齢者医療保険に加入されている方におきましては、資格情報は手作業ではなく、住民基本台帳に登録されております情報が健康保険証の資格情報として反映されておりますので、誤登録は生じないようになっているものがございます。ですので、市町村においては、その情報が間違っていたという苦情等は入っていないものと思われまます。

○19番（森 茂生君）

先ほど後期高齢者とか国保は手作業じゃないから間違いが生じないと言われましたけれども、埼玉県の所沢市、ここでは80歳の後期高齢者制度で、同姓同名、そして、生年月日も一

緒の人がおられたそうです。だから、間違っただけでひもづけされて、お金が違う人に57,516円振り込まれたと。これは所沢市の事例です。それで、私は間違いがないんじゃないかと、まだ分らないのやないかなと思います。これはほんの一部だろうと思います、表に出たのは。誤って他人の口座に振り込まれたという決定的なミスですよ。

そして、こうなっています。

後期高齢者の関係ですけれども、後期高齢者の申込書、申請書に、公金受取口座を利用しますという設問はありますか。

○市民課長（溝上啓之君）

お答えします。

公金受取口座を選ぶ項目があるかどうかということですね。今のところはないと思います。

それから、先ほどから言われていることは公金受取口座のひもづけの誤りということのようなんですけど、それにつきましては、確かに国のほうでは別人のものの誤登録が6月7日の発表で748件あったと、あと家族名義のものが相当数あったという報道がされておりますけど、こちらにつきましては、これは市の窓口で支援している分につきましては、そういった誤りがないように、前に使用された方がログインしたままの状態の方が登録するようなことのないようにしておりますので、そういったことは市の窓口のほうでは発生しておりませんが、ただ、口座登録の申込み自体が、個人でスマートフォン等でできるようになっていきますので、そういった間違いが多く発生しているものと捉えております。

また、それにつきましても、デジタル庁のほうで間違い、誤登録されている可能性が高い方については、直接通知等を出して変更されるように対応されていると認識しております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

どうもこのマイナンバーカードについては、雲をつかむような話ばかりで、非常にすっきりしないんですけれども、この所沢市で公金受取口座を利用しますかと、チェックを入れるそうです。入れるようなシステムだそうです。これは後期高齢者広域連合ですかね、そこによって若干そういう項目は違うようです。しかし、所沢市のほうでは大方この系統だそうです。そこで、新たに調べられたのだらうと思いますけれども、公金受取口座、この所沢市で希望した人が139人いらっしゃるそうです。そして、100人以上が公金受取口座そのものを登録していなかったということなんです。これは新たに登録せやんわけですよ。そういうことをする場合。前のあれを、国から来る定額給付金、ああいうのと勘違いしてひもづけとか、チェックを入れてしまったらうということなんですけれども、実際登録していないのに登録希望するにチェックを入れる、それで誤作動を起こしたというのがあるみたいです。

それで、非常に難しいんですよ。そういうちょっと細かいところ。そして、個人でする

場合、特に、これにしておこうかと、ちょっとしたところ、パソコンが変な誤作動を起こすとかいうのがどうもあるみたいです。八女市でそういう項目はなかったら、八女市の広域連合、福岡県の。それはないんですね、そういうチェック項目は。はっきりちょっとそこら辺、ないならないでいいんですけれども。

○議長（橋本正敏君）

どなたが答えられますか。

○介護長寿課長（樋口久美子君）

お答えいたします。

今現在、後期高齢者の広域連合でございますけれども、還付の場合は個人が希望された口座に今入っておりますけれども、9月1日に広域連合に確認をしたところ、今のところ保険証のマイナンバー利用についてのトラブルはちょっと把握していないという御回答はいただいております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

私がお尋ねしているのは、トラブルがあったかなかったかではなく、後期高齢者の申請書に、口座を利用しますか、そういうチェック項目があるのかないのかお尋ねしているわけです。

○介護長寿課長（樋口久美子君）

お答えいたします。

還付の場合、チェック項目はございます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

ある。

○介護長寿課長（樋口久美子君）

はい、ございます。

○19番（森 茂生君）

さっきはないと言われたみたいですが、あるんですね。正確に言いますと、公金受取口座を利用しますかという問いがあるので、チェック項目で利用します。利用するかしないかやなく、そういう項目はあるんですね。——あるということです。

さっき言われるように、あるとチェックした人が、今度、口座そのものを登録していないのが7割なんです。そういうところから、いろんな問題が出てくると思います。ですから、そういうところをきちっと説明して、ちゃんとマイナンバーで口座登録をしていますかまで確認しないと、さっき言われるように、深く考えずにチェックを入れてしまう。そうすると、

誤作動になったり間違いが起きるといった問題が起きてくるようです。これは大々的に取り上げてあるから、そういう問題が恐らく相当起こっているんだらうと思います。ですから、そこら辺を登録する、申請するときに、ちゃんと確認して、ちゃんとマイナンバーで口座登録をしてありますかまで確認しないと、安易にチェックをつけたから、はい、どうぞじゃないんだと思います。そういうチェックをされるかどうか。していいはずですが、誤作動を起こさないように。どうされるか、お伺いします。

○DX推進室長（秋山 勲君）

お答えします。

議員御指摘のとおり、マイナンバーをめぐるいろんなトラブル、不具合が発生しております。今回のデジタル庁を中心に、関係省庁と連携をしたマイナンバー情報総点検本部が設置されております。この中で、マイナンバーカードを使ってマイナポータルから閲覧できる情報については全て点検するということが、現在進んでおります。この総点検につきまして、マイナンバーとひもづけを行っている全ての実施機関、当然市町村もですが、いろんな健康保険組合等も実施対象となっております。個別データの点検が必要とされる場所については点検作業の依頼が国のほうから行われておりまして、11月末までに点検作業を終了するというところでございます。

なお、1か月ごとに中間報告もなされるということでございますので、そういったことがまた国のホームページ等で周知がなされると思っておりますのでございます。

○19番（森 茂生君）

そしたら、さっき言うように、後期高齢者のそういう問題も全部チェックするということですね。ぜひそうしていただきたいと思っております。恐らく相当、この小さい——小さいと言っちゃあれですけども、今、表に出ているだけで相当数ありますので、ぜひそれは強力にやっていただきたいと思っております。

時間がないので、ほかにも尋ねたかったことはありますけれども、紙の保険証が廃止になろうとしております。それで、多くの医療機関で紙の保険証があれば、たとえマイナ保険証で間違いがあっても、紙の保険証で確認すれば、すぐにちゃんとできると言われております。それがなかった場合、なかなか確認しようがないということで、全国的に紙の保険証、これを来年10月でなくさずに、しばらくは、きちっとするまで紙の保険証を止めないでくれと言われております。これに対して、これはぜひとも国のほうに上げるべきだと思います。

もう時間がないけれども、これは市長、ぜひ何かの機会に紙の保険証、それがあれば何とか医療現場で対応できるということなんです。ところが、それがなくなってしまうと、大混乱が起きると開業医の人たちが言っておられるわけです、現場から。ぜひ紙の保険証は、

ちゃんと落ち着くまで、来年10月ですかね、来年の秋に廃止と言われておりますので、そう早急に廃止、そういうことはしないでほしいというのをぜひ上のほう、市長会なんかも言っていたきたいんですけども、いかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

十分、国のほうにも、県の市長会、あるいは九州市長会、いろんな組織で要望することになっておりますし、また、国もこの問題は、今、議員指摘の問題は検討するだろうと私は思っております。結果どうなるか分かりませんが。

いずれにしても、一自治体ですけれども、要望はしていきたいと思えます。

○19番（森 茂生君）

まだ言いたいのはたくさんありますけれども、答弁は要りませんが、介護施設で多くの方が保険証を預かっていらっしゃるようです。これがマイナ保険証になれば、それだけ預かって駄目と、暗証番号まで預からないといけないと。とてもそういうのを預かったらトラブルだらけ、いろんな問題が起きるから、これは止めてくれ、これは止めてくれと言われております。特に介護施設なんかはほとんどの9割方から預かっていらっしゃるそうです。そうなった場合、マイナ保険証になれば、暗証番号まで一緒に管理しなければならない、そうしたらとてもじゃないけど、介護現場で扱ったら、私たちがとてもじゃないけど、負担が重過ぎて耐えられない、そういうのは止めてくれという声が上がっております。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

19番森茂生議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後4時 延会